

克雪
利雪
親雪

第3次 俱知安町雪対策基本計画

令和5年度～令和14年度



2023年10月

俱知安町

はじめに

北海道が形づくられた太古より、この地には、大地を完全に覆う雪が降り、豊かな水資源を抱擁し、大いなる自然が育まれてきました。

そして現代、雄大なる羊蹄山、壮麗なるニセコ連峰、清麗なる尻別川に抱かれた、雪深い大森林のこの地に開拓の鋤が入れられて以来、人々は、心身を鍛え、支え合って逞しく豪雪に挑み、豊かな郷土を培ってきました。

ここに暮らす人々は幾代にも渡って厳しい風雪にひるむことなく立ち向かい、厳しい風土を克服するだけではなく、雪を「天与の宝」と称して受け入れ、そして雪と共に発展を遂げ、本町は、令和3年春に開基130年を迎え、さらに大きく飛躍しようとしています。

本町は、後志の中心都市として、世界有数のスキーリゾートとして、立ち止まることなく変化を続けていますが、残念ながら、同時に日本における構造的な問題としての、少子高齢化や産業人口の減少などの社会環境の変化も着実に進んでおり、これを背景として、将来に向けた雪対策においては、様々な課題を抱えています。

本町の雪対策は、戦後、除雪技術の発展と共に、行政と住民の協業により、全国に先駆けて克雪の体制を整えて取り進められてきました。

先人の克雪の精神を尊び、町と町民が協力して町の新たな発展をめざすため、「倶知安町みんなで親しむ雪条例」が平成14年6月に制定されて以降、この条例に基づき、雪対策基本計画を策定し、総合的に雪対策が推進されています。

この度、平成25年度から令和4年度までを期間とした第2次倶知安町雪対策基本計画が満了を迎えたことから、町民のみなさんが豪雪の中においても、将来にわたり安全・安心に冬を過ごせるように、そして、豊かな冬の暮らしが実現できるよう、多くの住民みなさんにご意見をいただきながら、第3次倶知安町雪対策基本計画を策定しました。



ニセコ連峰を背にした昭和50年代末期の冬季の本町の街並み
既に除排雪の体制が確立され、除雪が行き届いていることが判る

目次

1章 計画策定の背景と趣旨.....	1
1. 倶知安町の豪雪とパウダースノー.....	1
2. 計画の趣旨.....	2
3. 計画の位置付けと計画期間.....	5
2章 倶知安町の概要と社会環境.....	6
1. 倶知安町の概要.....	6
2. 気候と積雪.....	8
3. 人口動態.....	10
4. 交通環境.....	12
5. 雪対策予算.....	14
3章 雪対策の現状と課題.....	15
1. 雪対策を取り巻く社会環境の変化.....	15
2. 雪対策に関するニーズ.....	18
3. 雪対策に関する課題.....	26
4. 第2次計画の振り返り.....	29
4章 第3次計画の取り組みの方向.....	35
1. 将来像と基本理念.....	35
2. 取り組みの方向.....	37
3. 上位計画及び関連計画.....	39
5章 第3次計画の目標と施策.....	47
計画の体系.....	47
克雪の取り組みⅠ：1. 安全な暮らしを守る除排雪.....	49
克雪の取り組みⅡ：2. 環境に配慮した雪に強いまちづくり.....	57
克雪の取り組みⅢ：3. 安心して冬を暮らすための持続可能な雪対策.....	63
克雪の取り組みⅣ：4. 豪雪・雪害に備える.....	68
利雪の取り組み：5. 雪を活かした営み.....	70
親雪の取り組み：6. 雪に親しみ、雪を楽しむ.....	74

※第2次計画（第2次倶知安町雪対策基本計画の略称）
第3次計画（第3次倶知安町雪対策基本計画の略称）

1章 第3次計画の趣旨

1. 本町の豪雪とパウダースノー

倶知安町（くっちゃんちょう）は、南に北海道の単独最高峰の羊蹄山（1,898m）、西にニセコアンヌプリ（1,308.2m）を主峰とするニセコ連峰、北に札幌圏最高峰の余市岳（1,488m）を主峰とする余市山地に抱かれた盆地に位置し、道内屈指の豪雪地であると同時にパウダースノー、あるいは「ニセコパウダー」と呼ばれる世界に誇る良質な雪に覆われる町として知られています。

冬季、日本列島には、西高東低の冬型の気圧配置により、シベリア大陸から強い寒気と北西の季節風が流れ込み、この冷たい風は、日本海を北上する暖流である対馬海流の水蒸気をエネルギー源に大きな雪雲を発生させ、この雪雲が西から大量の雪を降らせながらニセコアンヌプリを越える際、羊蹄山が発生する気流によって、さらに上昇し、雪雲の水分の全てを雪として倶知安町周辺に降らせます。

北極の寒気、季節風、日本海の暖流、ニセコ連峰と羊蹄山の大地と地形が織り成す壮大な気象システムが、冬型の気圧配置が続く限り、本町に深々と雪を降らせ、シーズンの平均降雪量9.21m、平均積雪量1.83mの豪雪と喩えられる降雪記録を誇ります。

北海道において、このような大雪を降らせる条件が整っているのは、天塩山地・増毛山地の地域と羊蹄山麓地域の限られた地域となっており、羊蹄山麓町村の中でも本町の降雪量が一番に多く、さらに、過去に本町には札幌管区気象台倶知安測候所が存在し、現在も特別地域観測所を有する地域の気象観測の中心地となっていることから、本町が北海道を代表する豪雪の町と呼ばれる所以となっています。

北海道の豪雪地帯の中においても、本町に降り積もる雪は、ニセコ山系と羊蹄山が織りなす特殊な気流により、雪雲の水分を振り絞るように降らせたサラサラと軽く乾いたものであることが特徴で、これが世界でも無類のパウダースノーと言われています。

この極上のパウダースノーが、スキー場の立地に適したニセコアンヌプリに深く降り積もり、古くからスキー愛好家よりスキーの聖地として愛され、さらに景観の美しさから「東洋のサンモリッツ」と称され、北海道遺産「スキーとニセコ連峰」に登録されて北海道を代表するスキーリゾートとして発展してきました。

奇跡の自然現象から生み出された美しいパウダースノーの魅力は、インターネットの普及により、世界中に拡散され、現在、世界の宝「ニセコパウダー」として注目を浴びています。



昭和40年代、豪雪により完全に埋もれた住宅



ニセコアンヌプリより羊蹄山を望む美しい風景

2. 計画の趣旨

豪雪の本町において、雪との関わりは開拓以降の途切れることなく現在まで続いています。先人は、克雪のために心身を鍛え支え合って厳しい冬を克服し、さらに、道路除雪が本格的に始まる以前からレジャースキーを嗜み、親雪イベントを開催するなど、克雪一辺倒ではなく利雪、親雪の精神をバランス良く成熟させてきました。

昭和40年代以降、行政主導による本格的な道路の除排雪作業が始まり、全町を上げて除雪技術を鍛え、経験を積み上げ、全国に先駆けて、現在の町と町民の協業による除雪体制を確立させました。

しかしながら、平成以降、少子高齢化や経済の縮小などの社会構造の変化が、様々な課題を生み出す時代を迎え、雪を巡る不安も次第に増加してゆきました。

このような時代背景の中、本町では、町と町民が互いに協力し、責任を分かち合って克雪、利雪及び親雪の施策を長期的かつ総合的に推進して町の新たな発展を目指し、平成14年6月に「倶知安町みんなで親しむ雪条例」を制定し、同条例に掲げる町民生活の向上と活力あるまちづくりを目的に雪対策基本計画を策定し、計画的に取り組みを推進してきました。

雪対策基本計画は、条例の制定以降、2次に渡り策定され、平成15年度から平成24年度を計画期間とした第1次雪対策基本計画である「くっちゃん雪プラン21」では、「雪国ならではの健康で快適な「暮らしづくり」と「まちづくり」をテーマに条例の主旨をなぞって策定されました。

平成25年度から令和4年度を計画期間とした第2次雪対策基本計画においては、本町の最上位計画である「第5次倶知安町総合計画」及び関連計画と連携し、地域力の低下、急速に進む国際リゾート化、温暖化対策、新幹線開業や高速道路の開通を見据える必要性など本町を取り巻く社会的状況の変化に合わせて事業を構築し、総合計画の基本目標の「やる気いっぱいのみち」の実現に向け策定されました。

第2次雪対策基本計画の期間の満了を向かえた現在、少子高齢化がさらに進み、除雪の担い手の減少が顕著となっています。また、国際的なプレミアムリゾート化の進展により、町全体で不動産投資が進んで一時堆雪場が極端に減少したため住民の協業による除雪体制が後退し、さらに、日本語でのコミュニケーションが難しい外国人や除雪が不得手な居住者の増加に伴い、家屋の除雪不全などの雪を巡るトラブルが増加しており、これらの社会情勢を背景に住みにくさを感じる住民が増加するなど課題は増大しています。

一方で、新幹線倶知安駅の開業、高速道倶知安ICの開通など明るい未来が期待される大きな社会環境の変化にもしっかりと対応する必要があります。

このような新しい時代を迎え、本町が新たな発展を目指すためには、町民が雪と暮らす心地良さや豪雪の町の魅力を再認識し、町と町民が一丸となって克雪・利雪・親雪の施策を展開しなくてはなりません。

そこで、第6次倶知安町総合計画における町の将来像「いつまでも住み続けたい町”くっちゃん”」の実現を方針として、新たな雪対策基本計画である「第3次倶知安町雪対策基本計画」を策定することとしました。

(1) 雪対策の経過

明治 25 年 5 月	倶知安原野入墾（開基）
明治 37 年 10 月	北海道鉄道開通（倶知安駅、比羅夫駅開業）
明治 45 年 4 月	レルヒ中佐一行来町、スキーを披露
昭和 31 年 12 月	旭ヶ丘スキー場ロープトゥ運行開始
昭和 33 年	自衛隊のブルドーザーによる除雪開始
昭和 33 年 3 月	倶知安雪祭り開会
昭和 38 年 12 月	旭ヶ丘スキー場に倶知安シャンツェ（60m級）完成
昭和 39 年 3 月	サンモリッツ市（スイス）と姉妹都市提携
昭和 41 年	町が除雪グレーダーを導入、町による除雪開始
昭和 42 年	町がロータリ除雪機を導入、市街地の排雪開始
昭和 45 年 2 月	第 25 回国体スキー競技会が比羅夫スキー場、旭ヶ丘スキー場で開催
昭和 47 年 3 月	倶知安町除雪対策委員会条例制定
昭和 47 年 12 月	スキーの町宣言
昭和 54 年 11 月	流雪溝供用開始
平成元年 3 月	第 1 回雪トピアフェスティバル開催
平成 9 年 12 月	第 4 次倶知安町総合計画可決
平成 13 年 4 月	豪雪対策室設置
平成 13 年 5 月	21 世紀豪雪を考える会発足
平成 14 年 3 月	倶知安町みんなで親しむ雪条例制定



本町で初めて導入された大型除雪機



昭和33年に開催された倶知安雪祭り



平成元年3月に旭ヶ丘スキー場で開催された第1回雪トピアフェスティバル

(2)「倶知安町みんなで親しむ雪条例」と「雪対策基本計画」

倶知安町みんなで親しむ雪条例【平成 14 年 6 月 24 日制定】

(目的)

第 1 条 この条例は、町民みんなが雪に親しみ、雪による生活の支障を克服して雪を資源として積極的に活用する施策の基本となる事項を定めることにより、雪対策の総合的な推進を図り、もって町民生活の向上と活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 雪対策は、町と町民が互いに協力し、責任を分かち合って克雪、利雪及び親雪の施策を長期的かつ総合的に推進することにより、倶知安町の新たな発展を目指すものである。

(町の責務)

第 3 条 町は、地域の特性を考慮した総合的かつ計画的な雪対策を策定し、その施策の実施に努めなければならない。

(町民の役割)

第 4 条 町民は、その地域において互いに力を合わせ、町の施策の実施に協力するとともに、自らも積極的に雪による生活の支障を克服し、雪の利用の促進に取り組むものとする。

(雪対策基本計画)

第 5 条 町は、雪対策に関し次の各号に掲げる事項について雪対策基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- (1) 雪対策の目標及び基本方針
- (2) 冬期間の交通、通信の確保
- (3) 雪を克服する生活環境の改善
- (4) 雪害対策
- (5) 雪を利用する生活及び産業活動の推進
- (6) 雪に親しむ機会の増大

2 町は、前項の基本計画を策定するにあたり、高齢者や障害者などが、冬の生活を安心して暮らすことができるように配慮しなければならない。



第 1 次雪対策基本計画（くっちゃん雪プラン 21）【平成 15 年 3 月策定】

計画期間 平成 15 年度～平成 24 年度

基本方針

雪国ならではの健康で快適な「暮らしづくり」と心豊かな「まちづくり」を目指す。

目標

1. 冬期間の交通、通信の確保
2. 雪を克服する生活環境の改善
3. 雪害対策
4. 雪を利用する生活及び産業活動の推進
5. 雪に親しむ機会の増大



第 2 次倶知安町雪対策基本計画【平成 25 年 12 月策定】

計画期間 平成 25 年度～令和 4 年度

全体目標

雪に強い快適な生活環境づくり ～克雪・利雪・親雪の推進～

目標

1. 雪に強い安全安心なまちづくり
2. 雪に強いまちづくり
3. 雪害対策の推進
4. 雪と共生する冬の暮らしの促進
5. 多様な主体とのパートナーシップによる雪対策の推進
6. 雪の恵みを活かした取り組みの推進
7. 雪対策を支える情報発信の充実



第 3 次雪対策基本計画
計画期間 令和 5 年度～令和 14 年度

3. 計画の位置付けと計画期間

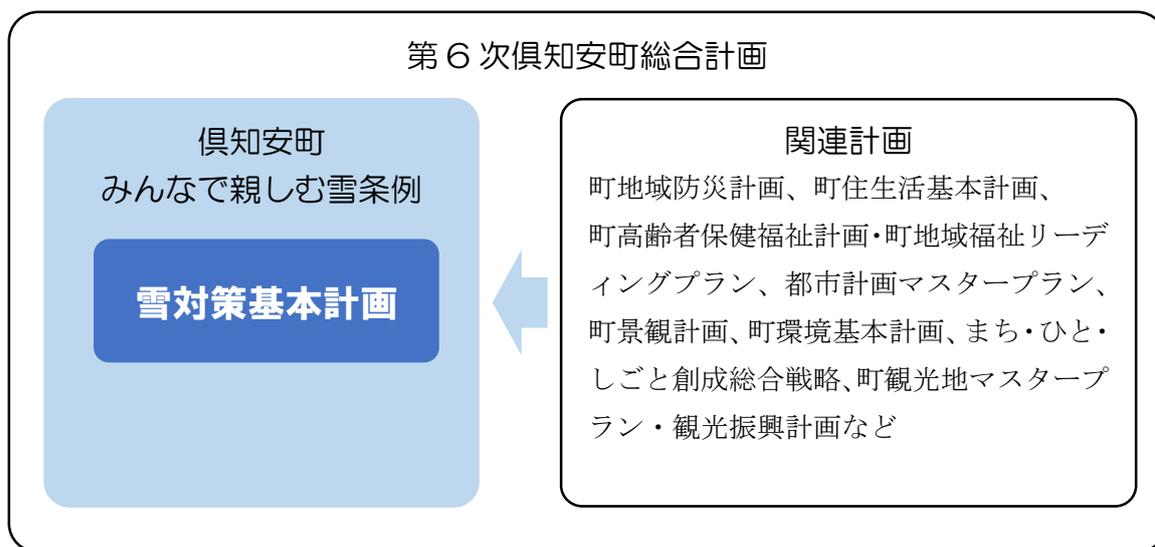
本計画は、本町の最上位計画である「第6次倶知安町総合計画」策定の主旨及び「倶知安町みんなで親しむ雪条例（平成14年6月24日条例第18号）」第2条の基本理念に則り、同条例第5条の規定に基づき策定するものです。

本計画は、2次計画を引き継ぎ、見直しを行って策定します。

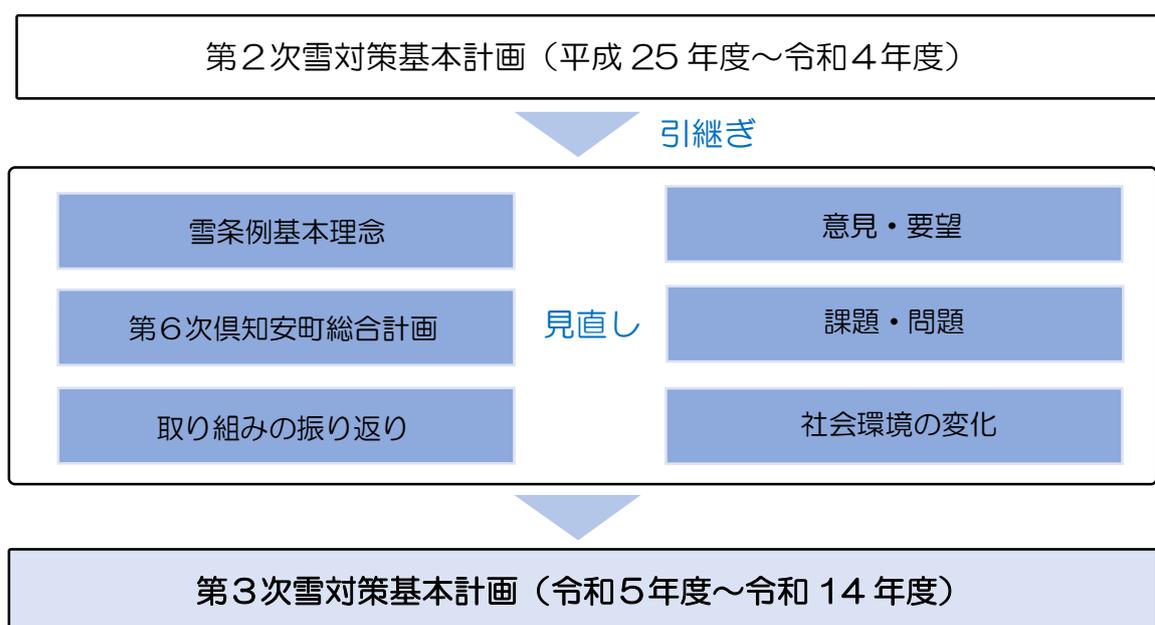
また、関連する個別計画と連携・整合を図ります。

計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）の10年間とします。

（1）計画の位置付け



（2）計画期間、既存計画との関係



2章 倶知安町の概要と社会環境

1. 倶知安町の概要

本町は、北海道の中央西部、後志地方のほぼ中央に位置し、北に仁木町、北東に赤井川村、北西に共和町、東に京極町、南西にニセコ町、羊蹄山頂を境として南に喜茂別町と真狩村、ニセコアンヌプリ山頂を境として南西に蘭越町に接しています。

地勢上、現後志総合振興局をはじめとした行政機関を集積したことにより、地域の中核拠点として発展してきました。

町域は、東西 25.1km・南北 21.8km、総面積 261.34km² で、南に北海道の単独最高峰の羊蹄山(1,898m)、西にニセコアンヌプリ(1,308.2m)を主峰とするニセコ連峰、北に札幌圏最高峰の余市岳(1,488m)を主峰とする余市山地の山岳地に囲まれ、町域の77.1%を山林原野が占めます。

羊蹄山の一部は支笏洞爺国立公園に、ニセコひらふ地区の一部はニセコ積丹小樽海岸国立公園に指定されており、貴重な自然環境が保全されています。

市街地西部に位置するニセコ連峰は、倶知安町側のニセコアンヌプリ(1,308m)から日本海にある雷電岳(1,211m)まで東西に約25km南北に15kmに渡って1,000m級の山々が連なり、その主峰ニセコアンヌプリには、4カ所のスキー場が存在し、年間約80万人のスキーヤー・スノーボーダーが、全国・世界中から訪れます。

本町の北部の台地を蛇行する倶登山川及びポイントサン川と羊蹄山の麓を清流日本一に輝いた一級河川の尻別川が東西に曲流し、これらの河川域に広い沖積地が展開して盆地状地形を形成し、そこを農地として畑作を中心に田園地帯を發展させ、町域面積の18%を農地が占めます。

市街地は、尻別川と倶登山川の中州状地形に形成され、かつては洪水に悩まされたものの、区画整理事業を含む大規模な河川改修事業を経て、災害に強い基盤が整備されました。

市街地に隣接するこれらの河川は、市街地を縦断する流雪溝の水源として、さらに敷地は、排雪の堆雪場として有効に活用され、本町の効率的な除排雪作業の実現に不可欠な存在となっています。



(ランドサット衛星画像によるGISTMは、旭川大学金子正高研究室)

出典: 倶知安町環境基本計画

町名の由来

俱知安は「クッチャン」にあてた漢字。クッチャンはアイヌ語の「クッシャニ」から名付けられた。

クッシャニは尻別川支流、俱登山（くとさん）川の旧名。

クッシャニは「クッ・シャン・イ」で「くだの（ようなところ）を・流れ出る・ところ」の意。

このクッ・シャン・イがクッシャニとなり、さらにクドサニと変わって俱登山川となる。

一方、同じクッシャニがクッチャン（俱知安）となって地名となる。明治26年公示。

漢字をあてたのは当時の北海道庁参事官白仁武。

イメージキャラクター「じゃが太くん」(平成3年8月3日披露)



ジャガイモがスキーをしているデザインで、じゃが太が、ブルーのスキーをはき、グリーンのかぶりのスキー帽をかぶっている。三角形のスキー帽は正ちゃん帽で、羊蹄山をイメージしている。

俱知安町民憲章(昭和45年1月15日)

わたくしたちの町俱知安は、自然美を誇る羊蹄山、ニセコ連峰のふもとにあり、きびしい風雪を克服し、後志の中心として発展してきました。

わたくしたちは、先人が困苦に耐えながら開拓してきたこの郷土と、そのたくましい精神を受けつぎ、さらに住みよい町づくりを目指し、決意をあらたにしてこの憲章を定めます。

1. 仕事を工夫し、力をあわせ豊かな町をつくりましょう
1. 郷土を愛し、教養をたかめ、文化の町をつくりましょう
1. 自然をいかし、環境をととのえ、美しい町をつくりましょう
1. きまりを守り、親切に助けあい、明るい町をつくりましょう
1. 未来に希望をもち、若さにあふれた、伸びゆく町をつくりましょう

スキーの町宣言文(昭和47年12月20日)

私たち俱知安町民は、雄大なる羊蹄、ニセコ連峰に抱かれて、きびしい風雪にひるむことなく、幾代に亘ってこの地を開拓し、豊かな郷土を培ってきた。

これは、酷寒、多雪の風土のもとにつちかわれた剛健な心身と、たくましい意欲のたまものである。

今や雪は、町民の心身を育てると共に、郷土をスキーのメッカとして大きく躍進させる天与の宝となりつつある。

私たちは、明るくたくましい雪国の生活をめざして、スキーのすべてを町民のものとし、スキーを通じて、たくましい心身を育て、ゆたかな町づくりに資することを乞い願ひ、スキーを町技と定め、ここに「スキーの町」を宣言する。

2. 気候と積雪

本町の気候は、北海道気候区の日本海側気候区に分類され、本町の位置が日本海から25km以内陸にあり北海道最大の単独峰である羊蹄山(1896m)のほか1000m級の山々に囲まれている盆地状地形のため春から夏にかけては、晴天が多く、湿度が低く涼しい穏やかな内陸性気候を示しますが、冬季には典型的な北西の季節風と周囲の山岳地形の影響を受けて、降雪日と降雪量が多く、北海道屈指の豪雪地帯となっており、町全体が特別豪雪地帯の指定を受けています。

雪は、平均降雪量で921cm、平均最大積雪深は183cmとなっており、降雪量で10m、積雪深で2mを超えることは珍しくありません。

羊蹄山麓地域は、北海道の中で最も降雪が早く、根雪の時期は11月中旬から4月中旬に及びます。

また、降雪期の12月から3月の平均気温は、マイナス3.6℃となっており、積もった雪が融けないため、3月下旬まで積雪深は市街地においても1mを超えた状況となります。

豪雪地帯のため雪解けが遅く、夏冷涼で日中の寒暖差大きい気象特性のため、農作には不利な地域となっていました。本町の気候に適応できる馬鈴薯の栽培技術を鍛え、生食用馬鈴薯の一大産地として発展しました。

さらに、豪雪の利にかなったスキー場も古くより設営され、スキーリゾートとして発展しました。

冬季に本町に降雪をもたらす気象配置



豪雪寒冷の気候が育んだ馬鈴薯の花



パウダースノーの降り積もり、東洋のサンモリッツと謳われる、ニセコアンヌプリの美しいスキー場

倶知安町に大雪が降る仕組み



くっちゃんの雪を学ぶ学習資料より

くつちゃんの豪雪記録

最大降雪量 20.19m

昭和44年11月～昭和45年4月 平均9.21m

最大積雪深 3.12m

昭和45年3月25日 平均1.83m

日最低気温 -35.7℃

昭和45年1月27日 1月最低平均 -9.6℃

最早初雪日 10月6日

平成7年 平均10月28日

最早根雪日 11月6日

昭和56年 平均11月19日



小川原脩記念美術館前庭に置かれている豪雪モニュメント

令和3～4年シーズンまでの降雪記録

倶知安の降雪量（年シーズン累計）

西暦	元号年	降雪の深さ	最大積雪深
1954	昭和29年	1,045	
1955	昭和30年	1,203	
1956	昭和31年	892	
1957	昭和32年	1,486	
1958	昭和33年	984	
1959	昭和34年	747	
1960	昭和35年	1,506	
1961	昭和36年	1,324	
1962	昭和37年	1,174	171
1963	昭和38年	998	178
1964	昭和39年	952	135
1965	昭和40年	1,435	235
1966	昭和41年	1,350	204
1967	昭和42年	1,538	205
1968	昭和43年	1,312	204
1969	昭和44年	1,412	196
1970	昭和45年	2,019	312
1971	昭和46年	1,331	196
1972	昭和47年	959	150
1973	昭和48年	1,028	161
1974	昭和49年	1,447	238
1975	昭和50年	1,510	214
1976	昭和51年	1,263	180
1977	昭和52年	1,617	228
1978	昭和53年	1,218	185
1979	昭和54年	945	148
1980	昭和55年	1,289	168
1981	昭和56年	1,398	197
1982	昭和57年	1,509	236
1983	昭和58年	1,242	184
1984	昭和59年	1,446	223
1985	昭和60年	1,009	178
1986	昭和61年	1,518	249
1987	昭和62年	1,272	212
1988	昭和63年	1,556	248
1989	平成元年	792	126
1990	平成2年	1,160	229
1991	平成3年	1,031	173
1992	平成4年	1,098	159
1993	平成5年	1,035	179
1994	平成6年	1,311	195
1995	平成7年	1,159	170
1996	平成8年	1,397	227
1997	平成9年	1,118	188
1998	平成10年	1,023	150
1999	平成11年	1,484	210
2000	平成12年	1,124	176
2001	平成13年	1,217	190
2002	平成14年	1,051	127
2003	平成15年	1,328	186
2004	平成16年	947	151
2005	平成17年	1,410	239
2006	平成18年	1,203	216
2007	平成19年	839	155
2008	平成20年	887	206
2009	平成21年	974	165
2010	平成22年	1,103	183
2011	平成23年	1,035	202
2012	平成24年	1,046	228
2013	平成25年	1,051	225
2014	平成26年	946	217
2015	平成27年	969	193
2016	平成28年	841	169
2017	平成29年	835	151
2018	平成30年	1,038	222
2019	令和元年	883	202
2020	令和2年	685	95
2021	令和3年	964	236
2022	令和4年	869	218
平年値		921	183

降雪量の多い順

順番	降雪の深さ	西暦	元号年
1	2,019	1970	昭和45年
2	1,617	1977	昭和52年
3	1,556	1988	昭和63年
4	1,538	1967	昭和42年
5	1,518	1986	昭和61年
6	1,510	1975	昭和50年
7	1,509	1982	昭和57年
8	1,506	1960	昭和35年
9	1,486	1957	昭和32年
10	1,484	1999	平成11年
11	1,447	1974	昭和49年
12	1,446	1984	昭和59年
13	1,435	1965	昭和40年
14	1,412	1969	昭和44年
15	1,410	2005	平成17年
16	1,398	1981	昭和56年
17	1,397	1996	平成8年
18	1,350	1966	昭和41年
19	1,331	1971	昭和46年
20	1,328	2003	平成15年
21	1,324	1961	昭和36年
22	1,312	1968	昭和43年
23	1,311	1994	平成6年
24	1,289	1980	昭和55年
25	1,272	1987	昭和62年
26	1,263	1976	昭和51年
27	1,242	1983	昭和58年
28	1,218	1978	昭和53年
29	1,217	2001	平成13年
31	1,203	2006	平成18年
30	1,203	1955	昭和30年
32	1,174	1962	昭和37年
33	1,160	1990	平成2年
34	1,159	1995	平成7年
35	1,124	2000	平成12年
36	1,118	1997	平成9年
37	1,103	2010	平成22年
38	1,098	1992	平成4年
39	1,051	2013	平成25年
39	1,051	2002	平成14年
41	1,046	2012	平成24年
42	1,045	1954	昭和29年
43	1,038	2018	平成30年
43	1,035	2011	平成23年
45	1,035	1993	平成5年
46	1,031	1991	平成3年
47	1,028	1973	昭和48年
48	1,023	1998	平成10年
49	1,009	1985	昭和60年
50	998	1963	昭和38年
51	984	1958	昭和33年
52	974	2009	平成21年
53	969	2015	平成27年
54	964	2021	令和3年
55	959	1972	昭和47年
56	952	1964	昭和39年
57	947	2004	平成16年
58	946	2014	平成26年
59	945	1979	昭和54年
60	892	1956	昭和31年
61	887	2008	平成20年
62	883	2019	令和元年
63	869	2021	令和4年
64	841	2016	平成28年
65	839	2007	平成19年
66	835	2017	平成29年
67	792	1989	平成元年
68	747	1959	昭和34年
69	685	2020	令和2年

積雪量の多い順

順番	最大積雪深	西暦	元号年
1	312	1970	昭和45年
2	249	1986	昭和61年
3	248	1988	昭和63年
4	239	2005	平成17年
5	238	1974	昭和49年
6	236	2021	令和3年
7	236	1982	昭和57年
8	235	1965	昭和40年
9	229	1990	平成2年
9	228	2012	平成24年
11	228	1977	昭和52年
12	227	1996	平成8年
13	225	2013	平成25年
14	223	1984	昭和59年
15	222	2018	平成30年
16	218	2022	令和4年
17	217	2014	平成26年
18	216	2006	平成18年
19	214	1975	昭和50年
20	212	1987	昭和62年
21	210	1999	平成11年
21	206	2008	平成20年
23	205	1967	昭和42年
24	204	1968	昭和43年
24	204	1966	昭和41年
26	202	2011	平成23年
27	202	2019	平成31年
28	197	1981	昭和56年
29	196	1971	昭和46年
30	196	1969	昭和44年
31	195	1994	平成6年
32	193	2015	平成27年
33	190	2001	平成13年
34	188	1997	平成9年
35	186	2003	平成15年
36	185	1978	昭和53年
37	184	1983	昭和58年
37	183	2010	平成22年
39	180	1976	昭和51年
40	179	1993	平成5年
41	178	1985	昭和60年
42	178	1963	昭和38年
43	176	2000	平成12年
44	173	1991	平成3年
45	171	1962	昭和37年
46	170	1995	平成7年
47	169	2016	平成28年
48	168	1980	昭和55年
49	165	2009	平成21年
49	161	1973	昭和48年
51	159	1992	平成4年
51	155	2007	平成19年
53	151	2017	平成29年
54	151	2004	平成16年
55	150	1998	平成10年
56	150	1972	昭和47年
57	148	1979	昭和54年
58	135	1964	昭和39年
59	127	2002	平成14年
60	126	1989	平成元年
61	95	2020	令和元年

出典: 気象庁気象統計

3. 人口動態

(1) 総人口の推移

本町は、後志地方の中心地として行政機関が集積され、さらに、馬鈴薯の一大産地として発展した農業、スキーリゾートを中心とした観光業、これらの経済活動を支える商業等により、バランス良く発展し、住民基本台帳によれば、昭和39年（1964年）に19,523人を記録し人口のピークを向かえました。その後は、日本の人口構造の推移に同調して減少に転じ、令和4年（2022年）1月においては14,779人が記録され、58年間で、4,744人の減少となっています。

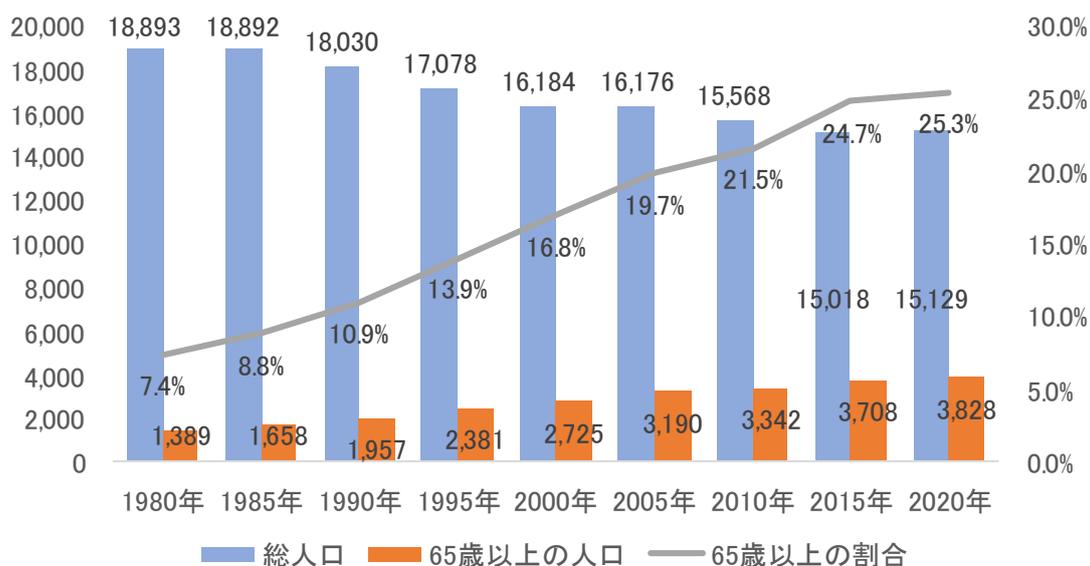
世帯数は、人口減少とは反対に核家族化に伴い増加傾向にあり、人口ピーク時の昭和40年の4,835世帯から平成22年では7,102世帯と1.47倍に増加しています。

一世帯当たり人員は、昭和60年以降は3人を割り込んでおり、平成22年で約2.2人と核家族化現象が着実に進行しています。

年齢別にみると、15歳未満の幼少年人口の減少し、特に少子化の傾向が強くなっています。

平成12年に65歳以上の高齢人口が幼少年人口を初めて上回って以降、少子高齢化が進行し、令和2年（2020年）には25.3%と、全人口4分の1となっており、老年人口は増加傾向にあります。

令和2（2020）年3月に改訂した「倶知安町人口ビジョン」においては、人口減少の緩和を目指す取り組みや、今後想定される外部要因の変化等を考慮し、令和22年（2040年）時点で15,129人、令和42年（2060年）時点で13,792人となることを目標としています。



出典：国勢調査

(2) 外国籍の人口

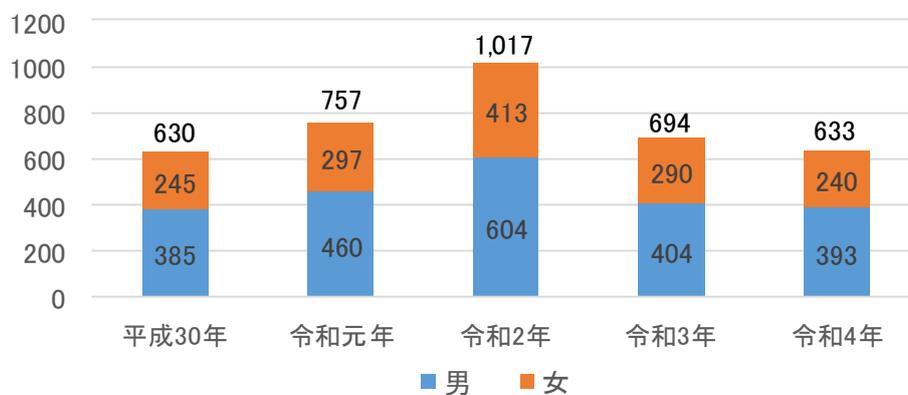
1990年代まで本町に訪れる観光客の大半が日本人であり、バブル経済崩壊後130万人まで観光入込客数が落ち込んでいました。

2000年代に入ってからオーストラリア人旅行者の受け入れから始まり、その後インバウンド客の取り込みに成功し、2018年度にはバブル崩壊以前の最盛期に迫る約165万人の観光客を迎え入れています。

インバウンド客の受け入れを支えているのは、オーストラリア籍を中心とした外国籍従業員となっており、このため、本町の外国籍住民数は、2000年台前半から増加傾向にあり、2013年頃から急激に増加しています。人口は季節による変動が大きく、観光のハイシーズンとなる冬季に急激に人口が増加する傾向があります。

季節によって差があり、冬季は特に多く、1月末を基準にした推移では、2020年に過去最多の2,602人となっています。コロナ禍後においては、再び増加傾向に推移すると予想されています。

また、リゾートエリアで働く外国籍従業員の大半は、市街地に居住しリゾートエリアへ通勤しており、市街地においてシェアハウスなど外国人オーナーの住戸も増加しています。



出典：倶知安の統計 2022

4. 交通環境

本町の交通は、現 J R 北海道の函館本線と旧国鉄胆振線（昭和 61 年廃止）が乗り入れる倶知安駅を中心に発展し、現在、北海道新幹線倶知安駅の 2030 年度開業に向け整備が進められています。

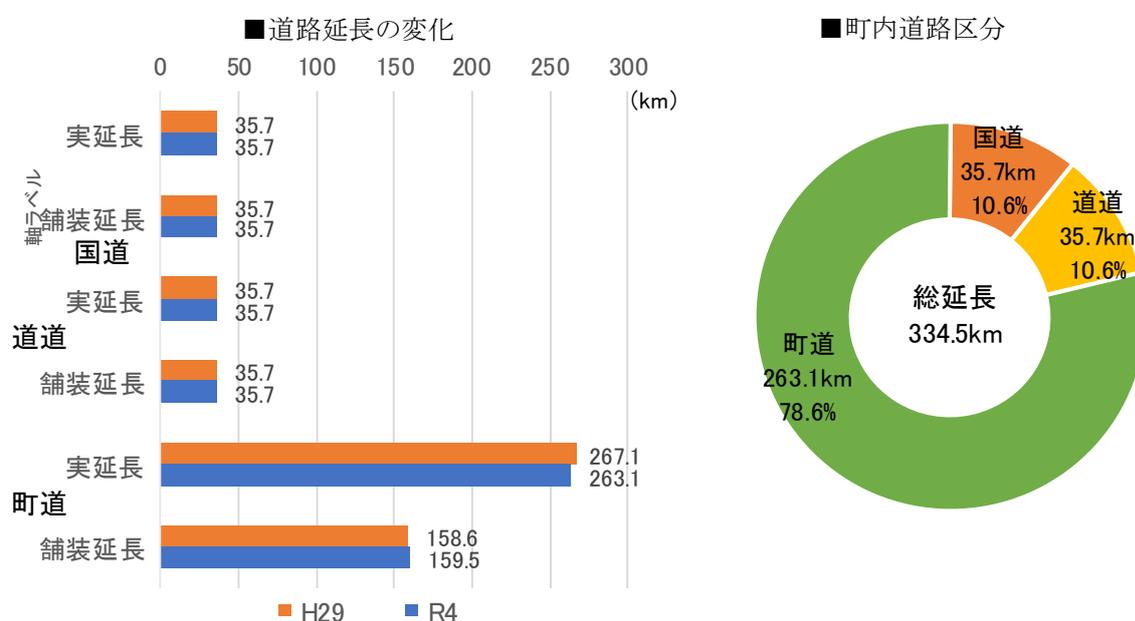
道路は、本町への主要なアクセスを担う国道 5 号・国道 276 号・国道 393 号、駅やリゾートエリア等へのアクセスを担う道道 58 号・道道 271 号、道道 343 号・道道 478 号・道道 631 号の 3 国道 5 道道が巡る交通拠点となっており、今後は、北海道横断自動車道（後志自動車道）倶知安インターチェンジの開通に向け整備が進められます。

市街地の町道は、都市計画道路を骨格に町民の多大な協力により碁盤の目状に整然と整備され、田園地帯を巡る郊外の町道も、大規模な農地開発などの土地改良事業により整備されています。

町内の全道路に占める国道と道道の延長割合はそれぞれ 10%程度で、全体の約 8 割が町道となっています。

国道・道道の舗装率は 100%となっていますが、町道の舗装率は令和 4（2022）年現在で約 60%程度となっています。

鉄道、国道・道道・町道の交通網の除雪技術は、本町の豪雪に対応して鍛えられていることから、降雪による長期の交通麻痺は稀有な状況となっており、平成以降、異常気象や豪雪により本町が流通の遮断される陸の孤島となったケースはありません。



出典：倶知安町都市計画マスタープラン

■ 俱知安町管内交通網



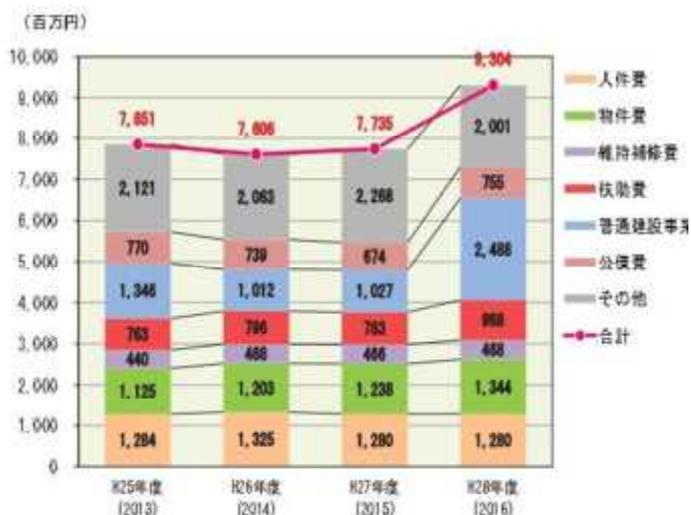
5. 雪対策予算

本町では、経済活動や日々の暮らしを支える道路除雪、住民の生活を守る福祉除雪や冬の生活に潤いを与える親雪イベントなど、雪対策に係る予算を特に優先して確保しています。

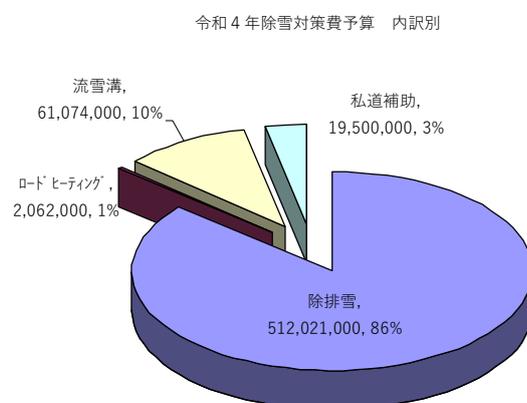
除排雪費用は、高額な機材と多くの人員を要するため、相当に高額となっていることから、豪雪の本町においては、他自治体より除雪費の負担が大きくなっています。

除雪作業を発注するための公共工事設計の労務単価や機械損料は、東日本大震災復興工事や2020東京オリンピックパラリンピックの建設需要の増加と建設業就業者の減少、建設機械の価格上昇などの影響により、大幅に上昇しており、近年、急激に除雪対策予算が増大しています。

■歳出の推移



■除雪予算の内訳



■除雪予算の推移と内訳

年度	除排雪業務			計	除雪機械購入費	流雪溝	ロードヒーティング	私道除雪補助	除排雪経費	一般会計決算	除雪予算比率
	委託除雪	委託排雪	直営排雪								
平成20年度	179,497,500	60,585,000	28,355,617	268,438,117	0	7,697,947	1,024,929	14,826,607	291,987,600	6,564,949,931	4.45%
平成21年度	175,465,500	59,797,500	35,011,464	270,274,464	0	10,558,223	1,008,006	15,000,962	296,841,655	8,429,329,503	3.52%
平成22年度	176,662,500	61,950,000	34,271,979	272,884,479	0	9,433,088	978,480	14,796,766	298,092,813	7,654,876,081	3.89%
平成23年度	177,240,000	64,795,500	62,947,480	304,982,980	0	15,892,914	1,013,256	15,294,448	337,183,598	7,236,768,726	4.66%
平成24年度	182,196,000	74,140,500	66,913,948	323,250,448	13,146,000	6,621,429	1,297,202	15,798,155	360,113,234	7,942,961,819	4.53%
平成25年度	225,592,500	70,875,000	67,142,477	363,609,977	37,789,500	6,826,176	1,468,258	15,800,000	425,493,911	7,850,888,064	5.42%
平成26年度	243,324,000	77,760,000	58,642,319	379,726,319	40,932,000	15,932,403	1,543,965	16,000,000	454,134,687	7,605,548,005	5.97%
平成27年度	238,831,200	79,542,000	44,242,558	362,615,758	21,708,000	13,917,255	1,459,247	17,000,000	416,700,260	7,735,182,653	5.39%
平成28年度	239,760,000	81,108,000	46,611,926	367,479,926	0	18,315,480	1,520,814	17,000,000	404,316,220	9,304,377,796	4.35%
平成29年度	238,982,400	84,153,600	59,296,326	382,432,326	0	8,594,919	2,049,200	17,000,000	410,076,445	9,058,222,640	4.53%
平成30年度	251,424,000	88,884,000	60,645,993	400,953,993	0	8,915,442	2,032,571	17,870,648	429,772,654	7,828,071,372	5.49%
令和元年度	265,100,000	98,010,000	36,741,470	399,851,470	0	9,252,284	2,073,563	18,000,000	429,177,317	9,657,517,473	4.44%
令和2年度	267,025,000	105,248,000	77,052,521	449,325,521	0	14,081,924	1,989,460	18,500,000	483,896,905	12,914,539,269	3.75%
令和3年度	291,390,000	107,756,000	81,108,610	480,254,610	0	13,006,591	2,611,356	19,000,000	514,872,557	11,410,577,788	4.51%

3章 雪対策の現状と課題

第3次雪対策基本計画の策定にあたり、第2次計画における施策の進捗状況を精査し、雪対策を取り巻く社会環境の変化や雪対策に関するニーズなどの課題を整理しました。

1. 雪対策を取り巻く社会環境の変化

本町では、雪対策に影響を与える様々な社会環境の変化が進展しています。

雪対策を推進するうえで踏まえるべき内容として、以下の5項目を整理しました。

- (1) 新幹線倶知安駅の開業
- (2) 高速道路倶知安インターの開通
- (3) 進む国際化と土地開発
- (4) SDGsの達成や脱炭素社会への対応
- (5) デジタル化の進展

(1) 新幹線倶知安駅の開業

北海道新幹線の「新函館北斗～札幌間」は令和12(2030)年度末に開業を目指して整備が進められています。

この北海道新幹線の倶知安駅が開業することにより、駅周辺は、交通結節点というだけでなく、後志地方、道央エリアのゲートウェイとして、観光客をはじめ、多くの来訪者が行き交う場所となります。

来訪者の安全確保や観光客をもてなす快適な空間づくりなど、より高度な雪対策が求められます。

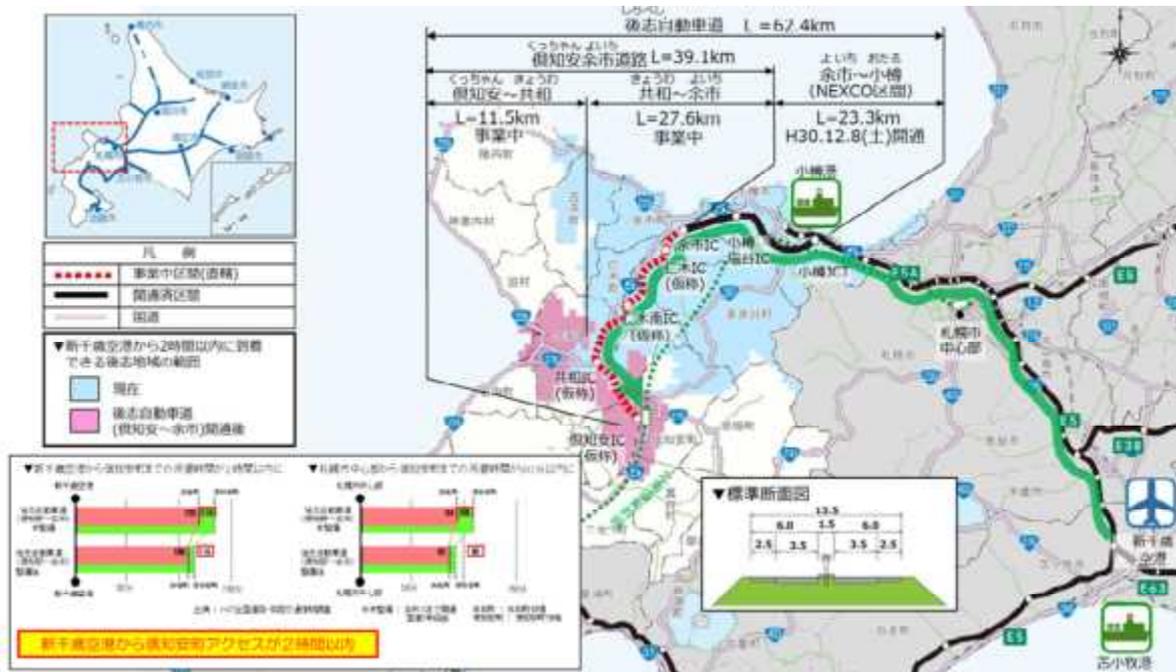


■資料提供: 鉄道運輸機構北海道新幹線局

(2) 高速道路倶知安インターの開通

高速道路(北海道横断自動車道)の開通により、新千歳空港や札幌市、道内リゾートエリアなどとの高速ネットワークが形成され、さらに北海道新幹線との連携により、観光周遊や経済活動が活性化し、車両交通量の増大が見込まれています。

交通量の増大に対応し冬季の円滑かつ安全な交通を確保するため雪対策が求められます。



■資料提供:国道交通省

(3) 進む国際化と土地開発

冬季の本町には、国内をはじめ世界各国から毎年多くの観光客が訪れますが、インバウンド客の取り込みが成功したことにより、海外からの入込数が増加し続けており、この海外からの観光客受け入れを支えるために外国籍の従業員も増加し、その大半が市街地に居住しています。

また、リゾートエリアで進んでいたコンドミニアムホテルによる不動産投資は、さらに活発化し、コンドミニアムホテルの増加に加え、北海道新幹線や高速道路建設によるアパート需要の増加に呼応し、市街地においては、集合住宅建設を中心とした不動産投資が活発になっているほか、住宅建築需要の高まりにより土地開発も進展し、コロナ禍後においては、さらに土地開発が活性化する可能性があります。

外国人居住者が克雪の担い手となることや、土地開発の進展による堆雪場の不足や除排雪の増加などに対応する対策が求められます。

(4) SDGs の達成や脱炭素社会への対応

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことが誓われています。

第 6 次倶知安町総合計画の基本構想とも共通する考えであるため、本町の雪対策においても SDGs の理念に沿って進めることが求められます。

また、SDGsにも関連して、令和2（2020）年10月に平成25（2013）年比で二酸化炭素の排出量を46%削減、令和32（2050）年までに実質ゼロ（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる）とすることが日本においても目標として掲げられており、本町では、従前より河川水を利用した流雪溝による融雪や農作物の定温貯蔵に雪氷熱が利用されているなど、エネルギー抑制の取り組みが実践されていますが、さらに環境に配慮した雪対策が求められます。



（5）デジタル技術の進歩と発展

近年、IoT・ロボット・AIやビッグデータといった先端技術が飛躍的に進歩しており、これら技術と知識・情報・アイデア・デザインなどを結合させた、新しい価値を提供する革新的な製品・サービスの創出の可能性が広がっています。

本町においても少子化、高齢化が進行するなか、高度分析や操縦支援等による除排雪作業の効率化など雪対策においてもデジタル化を活用しながら克雪の取り組みの推進が求められます。

2. 雪対策に関するニーズ

本町の雪対策に関するニーズを次のとおりまとめました。

(1) 意見交換・ヒアリング等により寄せられたニーズ

倶知安町雪対策委員会や各関係団体等との意見交換会・ヒアリング、その他会議などにおいて寄せられた雪に関する要望をまとめました。

道路の除排雪に関すること

○雪がなければ一生住みたいまちなので、除雪に力を入れて欲しい。○除雪作業を深夜・早朝ではなく日中に行えるといい。○国道のように塩カル散布ができるといい。○砂箱の設置があるといい。○手押し除雪機の活用等、あらゆる手段で歩行空間を確保できるといい。○駅前通りの歩道の除排雪は、歩行者の安全の確保に立ち返り道路管理者が作業を行うよう見直して欲しい。○交差点に安全ミラーの設置が必要である。○通学路の排雪の回数を増やせるといい○排雪の状況・予定を発信してもらえるといい。○公共施設の除排雪は多くの人手を要するため、融雪に力をいれる必要がある。○人による道路除雪のパトロールでは、広大な本町において急激な気象変化に対応できないため、降雪状況の監視の自動化を進められるといい。○除排雪事業者においては、除雪機械の維持費用が負担となっているため、官貸機械の増強、特に緊急時は代替手配が困難な歩道ロータリの官貸化が望まれる。○レーザーで路肩位置を示す装置を普及できるといい。○流雪溝の拡大はエコな取り組みである。○緊急時は、車の移動を制限するなどルールを設ける必要がある。○除雪機械のオペレータの減少に対し、人材育成など行う必要がある。○投雪口を除雪してもらえるといい。○駅前通りは、管理者にしっかりと除雪してもらう必要がある。○リゾートエリアにおいて、通行止めにならないよう対策を行えるといい。

地域の除雪に関すること

○高齢世帯が増えているため、除雪ヘルパーの作業回数が増えるといい。○除雪費が高騰しており、たい雪場の排雪を支援してもらえるといい。○建物の除雪をしない迷惑な住民が増えている。○道路へ雪出す迷惑な住民が増加している。○シェアハウスの路上駐車が横行しており、冬季の緊急車両の交通の妨げとなるので、取締を行えるといい。○除雪の担い手を育成・確保する必要がある。○企業の関わりが必要

まちづくりに関すること

○雪を寄せる土地が、宅地造成によって不足しているため規制する必要がある。○冬に雪を寄せる公共用地を増やせるといい。○新設住宅は雪庇防止のルーフヒーターや雪止柵の設置を義務付けられるといい。○管理不全空き家とならないように不動産取引の規制を行えるといい。○不動産開発により、将来に向けたい雪場が不足するのはと不安を感じている。○倶知安の気候に対応した住宅の価格が高額である。○雪の堆雪場に使う公園や広場を残して欲しい。○街路樹は除雪の邪魔になるので不要。○流雪溝の施設の拡大を行えるといい。○太陽光などの再生可能エネルギーの導入を積極的に推進する必要がある。○冬季のリゾートでは、敷地内に駐車できず道路に車が溢れていることがあるため、建設時に規制して欲しい。また、路上駐車を規制する必要がある。○リゾートエリアの渋滞を緩和するため、道路構造や除雪体制を検討する必要がある。

親雪・利雪に関すること

○雪に関する教材を幅広く活用できるといい。○スキーを町技とするまちであるので、オリンピック出場を目指したアスリートの育成に取り組めるといい。○旭ヶ丘を新しいウインタースポーツ競技に対応させて、アスリート育成の拠点とできるといい。○旭ヶ丘の分断箇所にスロープ橋を設置するなど立体交差化して、クロスカントリー競技コースの常設化を行えるといい。○芸術家や創作集団による芸術性の高い雪像展示など、町民の創作意欲を助長する仕掛けが必要である。

(2) アンケート等により寄せられたニーズ

本町が実施したアンケートにおいて寄せられた、雪に関するニーズを本計画に反映します。

●人口ビジョン及び総合戦略アンケート調査

調査時期：平成 27 年 6 月 19 日～平成 27 年 6 月 30 日

調査対象：高校生含む 15～39 歳の一般町民及び過去在住町外住民 2006 人

回収率 696 通 34.6%

●住みやすさアンケート調査（総合戦略の評価）

調査時期：平成 29 年 2 月～3 月

調査対象：町内全域の 18 歳以上の一般町民 2,000 人

回収率 736 通 36.8%

●多文化共生のまちづくりアンケート調査

調査時期：令和元年 9 月 27 日～令和元年 10 月 31 日

調査対象：18 歳以上の町民 2000 人（外国籍 729 人、日本人 1271 人）

回収率：667 通（33.4%）

●俱知安町都市計画マスタープラン見直しに関するアンケート調査

調査時期：平成 29 年 2 月 10 日～平成 29 年 3 月 10 日

調査対象：18 歳以上の町民 2,000 人

回収率：735 通（36.8%）

●景観に関する町民アンケート

調査期間：2020 年 6 月 12 日～2020 年 6 月 30 日

対象者：無作為抽出の町内全域 18 歳以上 2,000 名の町民

回収率：697 通（34.9%）

●緑に関する町民アンケートの概要及び結果

調査期間：2020 年 6 月 12 日～6 月 30 日

対象者：無作為抽出した市街地 18 歳以上の町民 1,500 名

回収率：525 通（32.0%）

●まちづくりアンケート

調査期間：平成 29 年 5 月 23 日～平成 29 年 6 月 30 日

調査対象：15 歳以上の町民 2,000 人

回収率：650 通（32.5%）

●住宅施策町民アンケート

調査期間：令和 2 年 10 月 19 日～令和 2 年 11 月 4 日

調査対象：若年層（25～34 歳）1200 世帯、シニア層（55～69 歳）1600 世帯、賃貸住宅経営者 320 事業者

回答率：若年層 271 通 22.6% シニア層 785 通 49.1%、経営者 135 通 42.2%

●俱知安町地域福祉計画策定に向けた福祉アンケート

調査期間：令和 3 年 6 月 11 日～令和 3 年 7 月 9 日

調査対象：福祉実践者 220 名 福祉事業者担当者 50 人

回答率：実践者 132 通（62.3%） 事業者 37 通（74.0%）

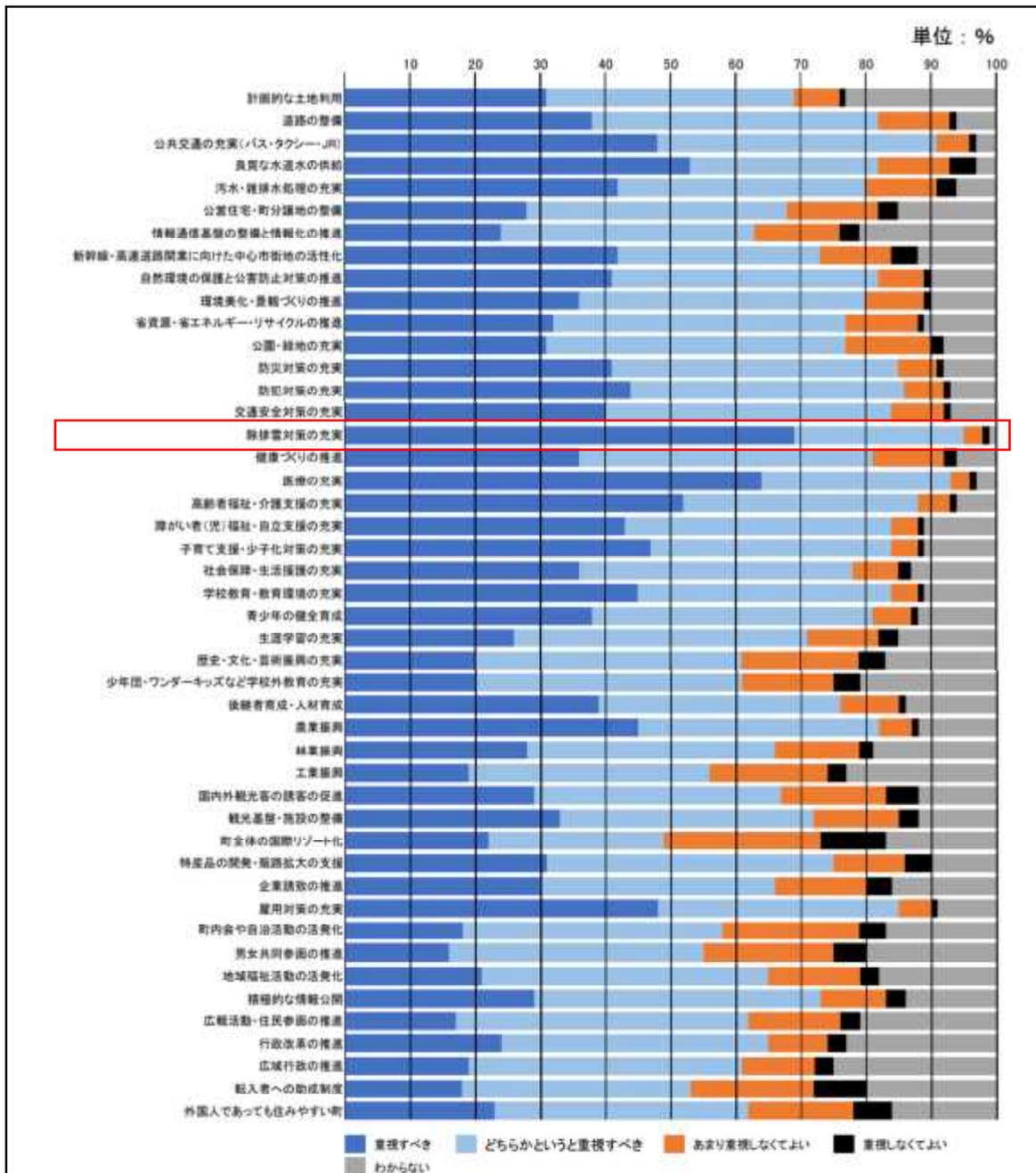
1) まちづくりアンケート

調査期間：平成 29 年 5 月 23 日～平成 29 年 6 月 30 日

調査対象：15 歳以上の町民 2,000 人

回収率：650 通 (32.5%)

まちづくりの根幹となる重視すべき施策として最も選ばれたのは、「除排雪」で 95%と極めて高くなっています。



2) 平成 30 年度「くっちゃん住みやすさ（地方創生）アンケート

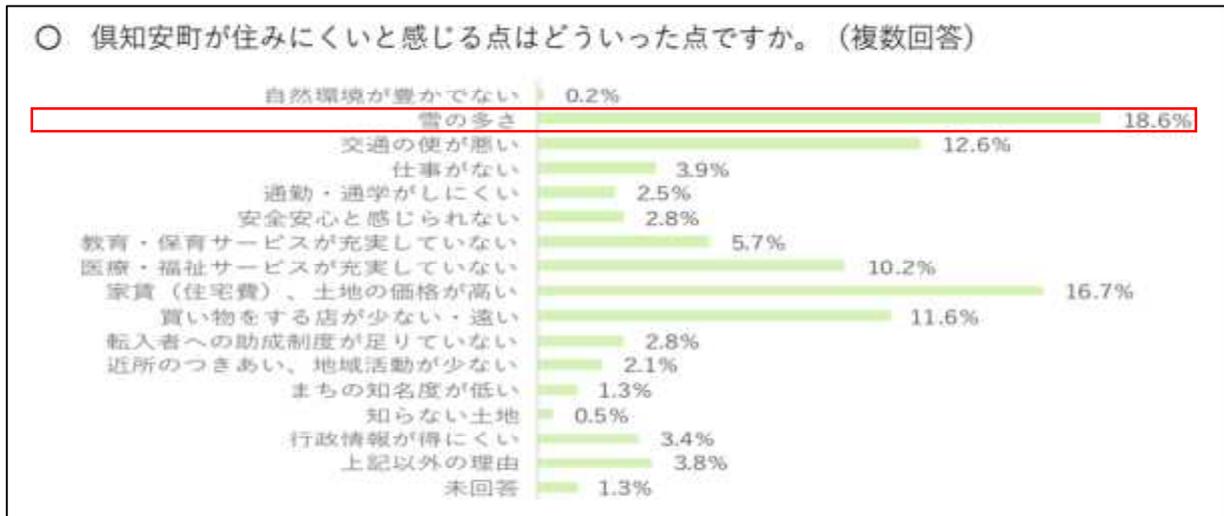
調査対象：18 歳以上の町民 2,000 人（無作為抽出）

調査時期：平成 31（2019）年 1 月 29 日～3 月 13 日

調査方法：郵送調査

配布・回収状況：回収件数 759 件（38.0%）

本町の住みやすさについてのアンケートにおいて、住みにくさの原因として「雪の多さ」が一番になっています。



3) 多文化共生のまちづくりアンケート調査

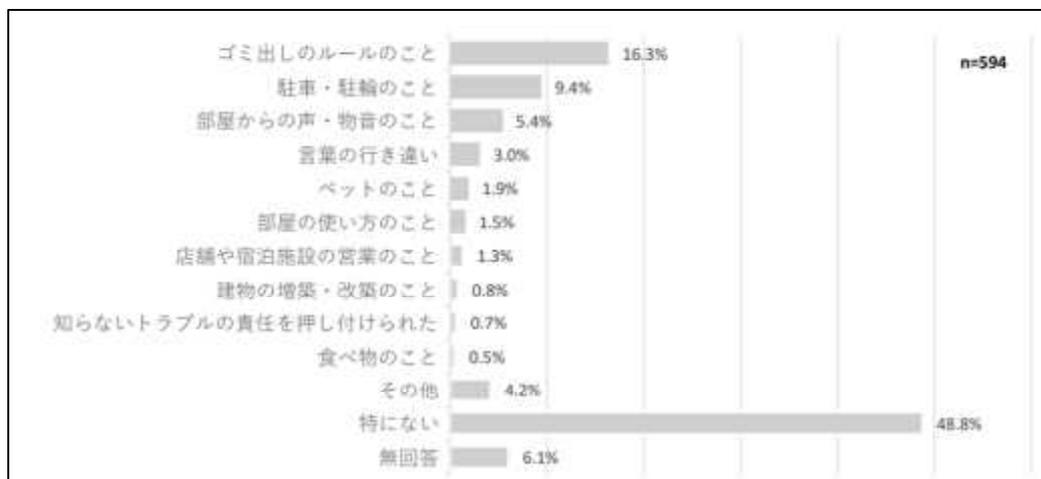
調査時期：令和元年 9 月 27 日～令和元年 10 月 31 日

調査対象：18 歳以上の町民 2000 人（外国籍 729 人、日本人 1271 人）

回収率：667 通（33.4%）

外国人が関連した近所でのトラブル体験について、生活において外国人と関わった日本人のうち約半数がトラブルの経験を有しています。

また、自由回答においては、雪に関するトラブルが複数揚げられています。



4) 倶知安町都市計画マスタープラン見直しに関するアンケート調査

調査時期：平成 29 年 2 月 10 日～平成 29 年 3 月 10 日

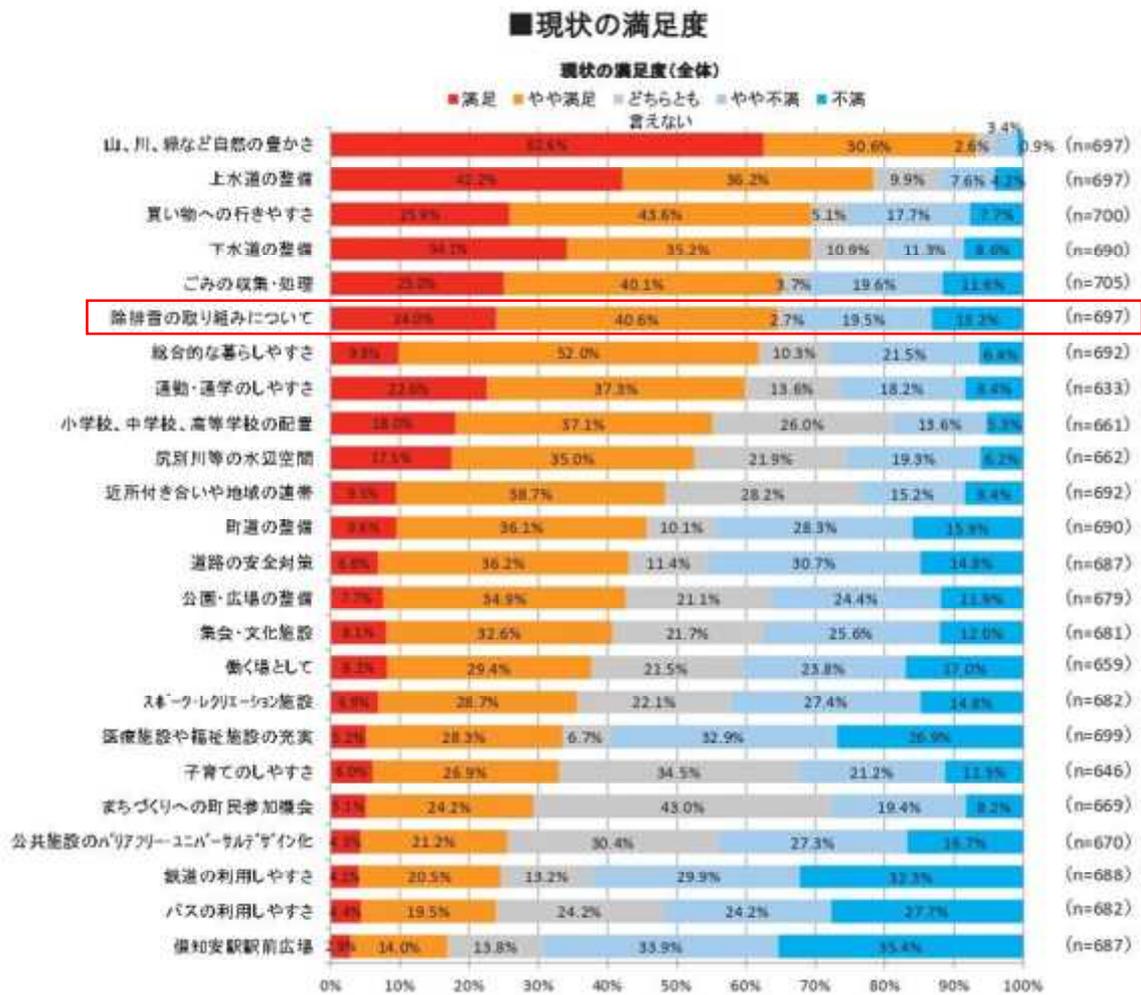
調査対象：18 歳以上の町民 2,000 人

回収率：735 通（36.8%）

倶知安町都市計画マスタープラン（平成 30（2018）年 3 月）策定時に町民の本町に対するまちづくりの満足度と重要度を集計しています。

○『除排雪の取り組み』に対する現状の満足度

本町のまちづくりに関する満足度のうち、『除排雪の取り組み』の現状に対する満足度は「満足」「やや満足」を合わせて 64.6%となり、満足度の割合は半数よりも高い傾向にあります。



出典：倶知安町都市計画マスタープラン

○『除排雪の取り組み』に対する将来の重要度

将来の重要度について、「重要」「やや重要」の割合が高い項目は『除排雪の取り組みについて』が、「医療施設や福祉施設の充実」「ごみの収集・処理」と共に上位3位となっています。

現状の満足度と将来の重要度を比べると、『除排雪の取り組みについて』は現状について半数が満足と感じつつも、将来の重要度が高いという特徴が見られるため、まちづくりに対するニーズを踏まえた雪対策の推進を図る必要があります。

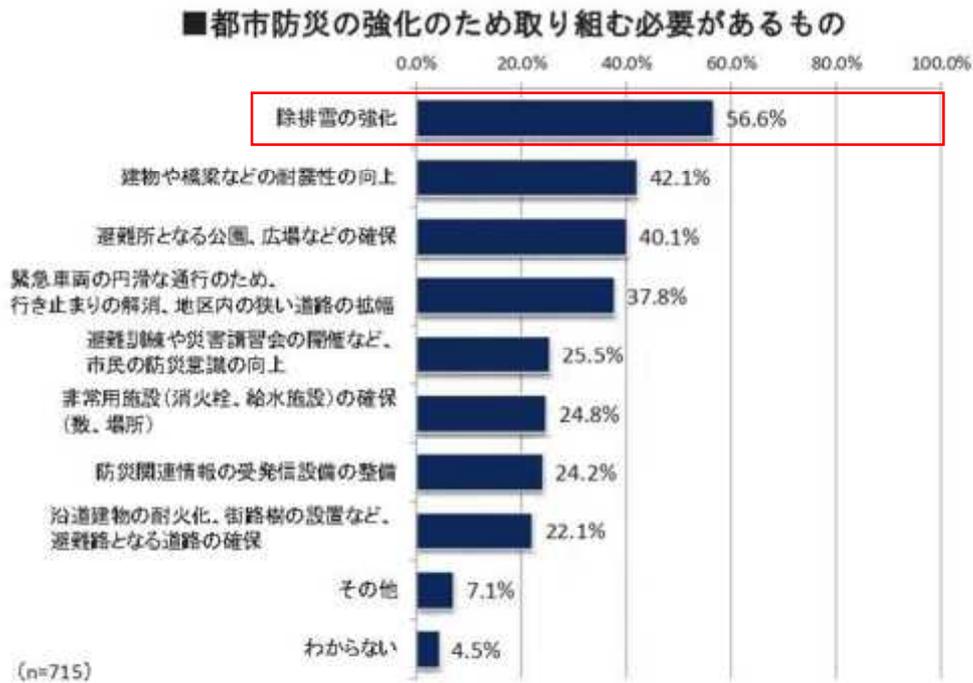


出典: 倶知安町都市計画マスタープラン

○都市防災の強化に関わる除排雪のニーズ

都市防災強化のために取り組む必要のある内容として、『除排雪の強化』56.6%と最も多く挙げられています。特に、高齢になるにしたがって『除排雪の強化』をあげる割合が多くなる傾向が見られる。

そのため、豪雪地であることを踏まえて、町民が安全で安心できる生活を送れるよう、今後も安定的な除排雪体制を維持することが求められる。



出典: 倶知安町都市計画マスタープラン

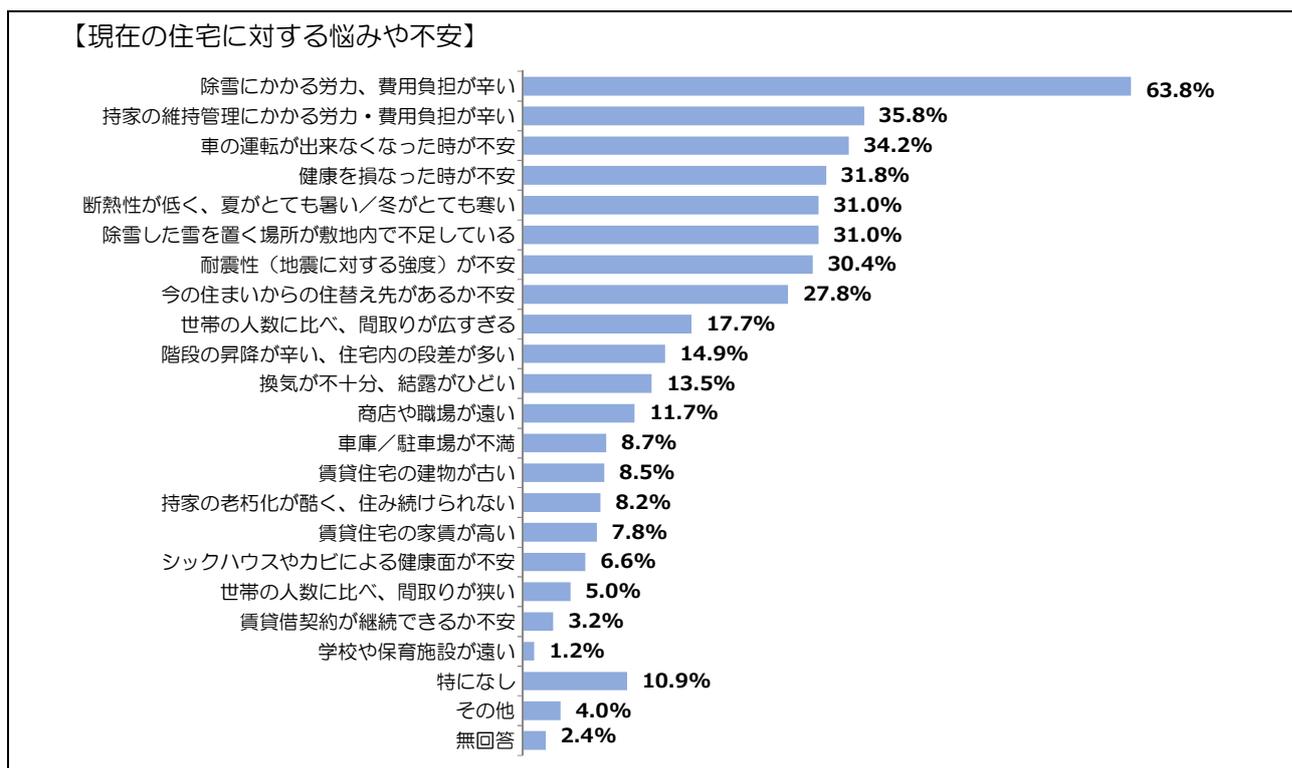
5) 住宅施策町民アンケート

調査期間：令和2年10月19日～令和2年11月4日

調査対象：若年層（25～34歳）1200世帯、シニア層（55～69歳）1600世帯、賃貸住宅経営者320事業者

回答率：若年層271通22.6% シニア層785通49.1%、経営者135通42.2%

現在の住宅に対する悩みや不安として、「除雪にかかる労力、費用負担が辛い」が最も多くを占め、次いで「持ち家の維持管理にかかる労力、費用負担が辛い」、「車の運転ができなくなった時が不安」となっています。



3. 雪対策に関する課題

社会環境の変化、上位・関連計画、町民の雪対策に対する意向などから、本町の雪対策に関する課題として以下のことが挙げられます。

●除雪作業が不安な高齢者の増加

本町の道路除雪が始まっておよそ半世紀が経過していますが、本町の官民協業の除雪体制を築いた住民が高齢化し、たいへんな労力や費用を要する自宅等の除排雪を継続的に行っていくことに対し不安が高まっています。

高齢世帯の除排雪の支援など誰もが安心して住み続けるために必要な仕組みづくりが求められています。

●たい雪場の減少

かつて、家屋は雪下ろしや排雪を行わなければ倒壊の危険性があったことから、地域の共助により排雪用の堆雪場を用意して生活の安全が確保されていました。

しかしながら、世代交代により共助の取り組みの減退や、不動産投資が活性化したことにより、堆雪場として活用されていた空地が消失しました。

たい雪場の減少により、雪処理費用の増加や住民同士のトラブルなど雪を巡る生活環境が悪化していることから、適切なたい雪場の確保にかかる仕組みづくりが求められています。

●機械オペレーターの減少

本町の除雪機械のオペレーターは、建設業、輸送業、農業等の各従事者に依存していますが、各業界における新規担い手が減少しており、総数は減少の一途となっています。

除排雪水準の維持のためには、機械オペレーターの確保や作業技術の補填・補完などの対応が求められています。

●除雪費用の高騰

除雪機械価格の高騰やオペレーター賃金の上昇などにより除雪に係る費用は、高騰を続けており、行政・民間を問わず経済的な負担が大きくなっています。

民間事業者の負担軽減などの支援策が求められています。

●除雪車両の老朽化

大気環境の負荷軽減のために進められた排出ガス対策や、鉄等の原材料の高騰などにより建設機械の価格が大幅に上昇したことにより、経営を圧迫するなどの理由により新型車両への更新が控えられ、結果として既存機械の老朽化が進行しており、除雪機械の老朽化により重篤な故障が発生するなど、除排雪作業に支障が発生しています。

除雪機械の更新の推進が求められています。

●除雪の担い手の不足

建物の屋根や周辺などの除雪を請け負う事業者は、建設業者が主な受け皿となっていますが、土木・建築の作業員が著しく減少しています。

建設技能労働者の数は、平成初期にピークを迎えて以降に減少を続け、団塊世代の退職と若年層の入職減少が重なり、全国においては、ピークの約20万人から現在の約12万人と大きく減少しており、さらに減少が傾向が続くものと予想されています。

北海道や本町地域においては、更に厳しい状況となっており、除雪の担い手の不足が常態化しています。

担い手を確保するための施策が求められています。

●暴風雪の対応の増加

積雪路の走行経験の乏しい旅行者の運転や、本町における悪天時の道路事情を考慮できない交通事業者の増加に伴い、通行の安全の強化のための規制対応が増加しています。

自然の猛威から生命を守る対策が必要です。

●守られない除雪ルール

冬季に道路の安全を確保するためには、住民の協力が不可欠となっています。

しかしながら、かつて建物を倒壊の危険から守るために道路を雪捨場としていた背景から、敷地内の雪を道路へ排雪する行為が全体的に常習化しており、この行為は安全な交通や排雪作業の妨げる違法な行為となっています。

また、振り分け除雪により、間口に置かれた雪を再び道路上に堆雪させることも違法な行為となっていますが、これを行う住民の大半が無自覚となっています。

除雪ルール遵守と意識醸成に向けた取り組みが必要となっています。

●鈍い環境負荷軽減の取り組み

降雪シーズンにおける平均気温がマイナスのため、積雪は自然には融けず、本町における除排雪は、堆雪と運搬排雪を基本となっていますが、運搬排雪にかかる環境対策は、事業者と住民の負担増加に繋がるため取り組みは鈍くなっています。

また、エネルギーコストの高い融雪による雪処理は稀なケースとなっており、融雪に関する負荷軽減の取り組みは限定的となっています。

かつて、地下水による融雪が推進されましたが、地下水の枯渇、地盤沈下、悪臭の発生、溢水などの問題も多いことから、現在は慎重にすべき取り組みとなっています。

さらに、冰雪熱は、エネルギー効率が低いことから、大規模に利用するためには、広大な土地や大きな建物が必要などイニシャルコストが高いため、利用は限定的となっています。

本町における有用性の高い環境負荷軽減の研究などの取り組みが求められています。

●空き家・非管理建物の増加

町全体で建物が投資物件化し、維持管理能力の低い物件所有者が増加したことにより、

近隣に迷惑や危険を及ぼす空家・非管理建物の増加しています。

無人や非管理状態となっても周囲に影響を与えない構造の検証や雪処理に関するルールの策定などが必要となっています。

●落雪などの雪を巡るトラブルの増加

冬季の状況や必要な管理要件を把握せずに転入する住民が増加し、落雪や雪出し、駐車などを巡り、近隣や周辺に迷惑をかけるトラブルが増えています。

不動産の仲介やホスト側における転入者にしっかりと冬季の事情を知らせる仕組みの構築の検討や、雪処理装置など除雪省力に係る支援を推進する必要があります。

●繋がらない住民の増加

冬季の地域における安全な環境の保全には、周りに迷惑をかけないようにする自助努力のほかに住民同士の助け合いなど克雪文化を理解し実践することが不可欠ですが、町内会に加入せずに地域と連携しない移住者が増加し共助体制が減退しています。

除雪などの冬の暮らしにかかるマナーやルールを学び、意識を共有できる環境が必要です。

●日本語でのコミュニケーションが難しい住民の増加

本町の除雪は、民間の協力により成立していることから、各々の地域事情と重なり複雑な克雪文化として定着しており、地域との意思疎通が不可欠となっていますが、日本語が不得手な外国籍居住者の増加により、雪に関するルールやマナーを伝えられないことによるトラブルが増え、高齢世帯を中心とする既存住民のストレスも増大しています。

海外からの居住者が迷うことなく暮らせる仕組みが必要となっています。

●町の顔の除排雪の不全

町の顔となる駅前周辺やリゾートエリアにおいては、多様な来訪者が益々増加することが予想されています。

雪に慣れていない来訪者の安全確保のために、より高水準の除排雪が必要となります。

4. 第2次計画の振り返り

第2次雪対策基本計画の取り組み状況と課題について、計画に示す7つの目標に沿って整理しました。

目標【策定背景】	取り組み状況	現状・課題等
1. 雪に強い安全安心なまちづくり		
1) 冬期間の安全性と円滑な交通の確保		
①車道の除排雪 【町道の除排雪を効率よく実施する】	○みんなで親しむ雪条例に基づき、毎年、倶知安町除雪（流雪溝）計画を策定して町道等の除排雪を実施するほか、国道・道道の道路管理者・除雪事業者と連携体制を整え、有効かつ効率的な除雪体制を構築しました。 ○上記計画のとおり除排雪を実施しました。	▷高い除雪水準を持続して維持するために、効率的かつ効果的な除排雪を計画的に実施する必要があります。 ▷市街地においては、土地利用が進んだことにより、従来の大型機械での作業効率が低下しています。 ▷人員と機材に余力がなく、欠員や故障等への即応が難しくなっています。
②除雪基準／排雪基準 【高い除雪水準を維持する】	○除排雪の基準は、計画に掲げたとおりの水準を維持できました。 ○第6次総合計画策定において目標指標に現行水準維持を掲げました。	▷安全・安心の冬の暮らしのために、高水準の除排雪作業を維持する必要があります。 ▷人員、機材、予算を維持・確保する必要があります。
③交差点の見通し確保 【安全な交通を確保する】	○除排雪業務において、除雪による角地への集中的な堆雪を防ぎ、効果的な堆雪の排出を行うため、通学路を中心に現地において除雪方法の検討を行い、改善を行いました。 ○道路への雪出しをしないよう広報等により啓発を行いました。	▷安全な交通の確保のために、必要な取り組みとなっています。 ▷道路以外の堆雪が原因と推察される箇所が存在します。
④通学路の除排雪の充実 【子どもたちの安全を確保する】	○倶知安町通学路交通安全プログラムを策定し、各道路管理者等の関係機関による倶知安町通学路安全推進会議を開催し、冬季における通学路合同点検を行いました。 ○学校と連携し、登校時間やテスト・試験や学校行事を考慮して排雪時期・時間を調整するほか、排雪回数を増やすなど、優先して排雪作業を行いました。	▷通学路の安全は、除排雪、子供と運転者の高い安全意識の三位一体の行動に支えられています。
⑤リゾートエリアの除排雪 【開発が急激に進み、建物が密集し除排雪の難易度が上がっており、雪に不慣れた観光客の安全の確保する】	○リゾートエリアの交通が滞留しやすい道道においては、交差点部の排雪回数を増して対応するなどの除排雪が実施されました。 ○除排雪をエリアマネジメントとして取り組むことについて議論が行われました。 ○路上駐車による道路環境の悪化を防ぎ、民間除雪の効率化による道路環境の改善を図るため、臨時駐車場の設営を行いました。	▷雪道の歩行に不慣れた観光客の安全の確保のために、必要な取り組みとなっています。 ▷除排雪に関し、エリアマネジメントを含む官民共同の取り組みは、除排雪を地域のコントロール下に置き、民の敷地除雪と合わせ実施することにより、機材・人員・費用を同じにして、より質の高い除排雪を実施できる可能性があります。リゾートエリアが変化の途上であるため、地域においては、官民共同の取り組みの推進への意識醸成に至っていません。
2) 流雪溝の活用 【地域の雪処理に有効な流雪溝の適切な維持に努め、老朽施設の改修を進める】	○現状で利用が認められる概ね全ての投雪口について、跳上式の蓋に交換しました。 ○流雪溝の機能不全を防ぐため、降雪時は、早朝の時間帯からパトロールを行うほか、河川氷結を防ぐため、気象予報に基づく維持体制の強化などの措置を図りました。 ○必要な維持管理や修繕を行うほか、管路の老朽度点検や取水ポンプの更新工事を行うなど、施設長寿命化に対応する取り組みが行われています。	▷流雪溝は、地域の雪処理の重要な役割を担っており、現在も有効に活用されています。 ▷投雪口の共同利用がされないなどの理由により、利用者だけでは維持が困難な箇所が増加しています。
3) 道路除排雪の雪たい積場の確保 【道路の排雪、私道や民間施設の排雪の需要の高まりに応じた堆雪場を確保する】	○河川敷地の大型堆雪場については、町内区域道路管理者と河川管理者による相互協議に努め、総量を維持しました。 ○民間土地の堆雪場確保のため、民間土地の管理者と協議を取り進めましたが、不動産取引の活性化により一部消失しました。	▷降雪シーズンの平均気温がマイナスの本町において、排雪は最も有効な作業となっており、堆雪場の確保は重要な取り組みとなっています。 ▷民間の堆雪場所が著しく減少し、排雪需要が増加しており、町の堆雪場が不足しつつあります。

<p>4) 凍結路面対策 【安全な通行を確保する】</p>	<p>○凍結が予測される場合においては、バトロールを強化し、適宜、滑り止め砂の散布を行いました。 ○協力事業者や団体などへ滑り止め砂の配布を行いました。 ニセコひらふエリアにおいては、観光客が歩きやすい環境を整えるため、サンスポーツランドに滑り止めの砂を配置し、地域みなさんに配布をお願いしました。 ○凍結防止剤散布機材を導入して体制を強化しました。</p>	<p>▷気象状況の変化によりブラックアイズバーンの発生が増加しており、凍結路対策の作業頻度が増加しています。</p>
-----------------------------------	---	--

目標（策定背景）	取り組み状況	現状・課題等
2 雪に強いまちづくり		
<p>1) 冬期間の快適な歩行空間の実現 （冬のバリアフリー） 【良好な歩行空間を確保する】</p>	<p>○町道においては、歩道ロータリによる除雪及び計画的な排雪により、冬季における歩行困難な道路の出現を防ぎました。 ○リゾートエリアのひらふ坂（道道631号）においては、快適な歩行空間の確保のため、歩道内の全面ロードヒーティングが実現されました。 ○駅前通りの歩行困難箇所について、解消に向けて道路管理者に対し、除排雪の実施を要請しました。</p>	<p>▷歩道用除雪車の故障による除雪の不足状態が発生しました。 ▷駅前通りについては、歩行困難な箇所が出現し、実現に至っていません。</p>
<p>2) 雪に強い街区ルールの形成 【開発事業においては、冬期の気象状況に対応した街区の形成を助長する】</p>	<p>○「倶知安町建築物等に関する建設指導要綱」に基づき、建物新改築に係る雪対策を図りました。 ○管理不全建物については、指導や助言を行うほか、バトロールを強化するなど事故防止を図りました。 ○宅地造成においては、堆雪や雪処理に考慮した区画割が実施されるよう、事業者に対し助言しました。 ○景観条例を改正し、景観地区内の一定規模の建築・開発については、住民説明会の開催を義務化しました。 ○倶知安町景観計画を策定し、景観形成基準に「豪雪への対応」を定めました。</p>	<p>▷非管理物件の増加により雪に関するトラブルが増加しています。 ▷一時的な非管理においても隣地や道路へ影響のない街区形成や建築に係るルールが必要となっています。 ▷善意に基づき提供されていた堆雪場が消失し、排雪量が増加し、住民の冬期における必要経費が増加しています。</p>
<p>3) くっちゃん型住宅のすすめ 【雪害に強く、景観・環境に配慮した「くっちゃん型住宅」を町の資産として普及させる】</p>	<p>○くっちゃん型住宅建設促進補助金制度を創設し、くっちゃん型住宅の普及に取り組みました。 ※補助実績 平成25年度～令和3年度 44戸 85,800,000円</p>	<p>▷当該制度住宅は、将来に引き継ぐ町の資産として普及すべきものですが、高機能住宅と敷地内での雪処理を重んじた100坪以上の土地利用を前提としており、土地価格の上昇による区画割の狭小化が進み、資材高騰や所得減少などにより建築条件が高んでいる昨今の状況においては、理想像と現実が乖離しつつあります。</p>
<p>4) 除雪しやすい道路構造 【効率的な除雪作業を行う】</p>	<p>○電柱などの占用物件の移設の際には、効率的な除雪に配慮されるよう、物件管理者に協力を要請しました。 ○市街地の国道5号、リゾートエリアの道道において、無電柱化が実施されました。 ○新幹線駅周辺の無電柱化について、駅周辺開発に伴う事業実施の検討を行いました。</p>	<p>▷昨今の不動産投資の増大により、建物密度が高くなり、電柱など道路占用物件の大型化や増加し、除排雪の効率が低下しています。また、町道の無電柱化の推進においては、町の財政負担増が懸念されています。</p>
<p>5) 敷地内の雪スペースの確保・雪よせ場の確保 【町民等の自主的な雪処理の支援】</p>	<p>○民間の公共的機関が所有する土地の堆雪場としての確保や提供について、土地管理者と協議を行いました。 ※期間中、一時的に堆雪場として確保の実績有</p>	<p>▷不動産価格の上昇により、区画割が縮減の方向にあるため、敷地内の堆雪スペースの確保が難しくなっている。 ▷不動産投資の盛況により、雪押し場は減少の一途にあります。この影響により、町の一般町民用の堆雪場が不足する状況になっています。</p>
<p>6) 家庭用融雪施設の支援 【町民の雪処理の支援】</p>	<p>○既存住宅への融雪装置・施設の普及のために住宅改修補助金制度を創設しました。 ※期間中において補助金を活用した導入実績は皆無となっています。</p>	<p>▷本町における民間業者による除排雪の請負額が比較的安価であること、本町の豪雪に対応でき対費用効果を見込める装置がないことが普及しない要因となっています。 ▷市街地における地下水の利用は、周囲の陥没や臭気の発生、地下水の枯渇など環境悪化が認められるため、推奨できません。</p>
<p>7) 除排雪に関する体制の構築と人材の育成</p>		

①効果的な除排雪の構築 【機械除排雪作業の効率化を図る】	○地域からの助言に基づき、除雪業務受託者と町により現地で調査を行い、除排雪作業に関する改善策を検討しました。	▷大型除雪機械による効率的な作業に資する地域より提供のあった雪寄せ土地が、不動産取引の活性化により消滅し、大型除雪機械による除雪作業の効率が低下しています。
②除排雪機械の整備、充実 【除雪事業への参入を支援する】	○官貸用除雪機械の更新を行いました。 H25 除雪トラック 1台 H26 ロータリ除雪車 1台 H27 除雪ドーザ 1台	▷大型除雪機械による効率的な作業に資する地域より提供のあった雪寄せ土地が、不動産取引の活性化により消滅し、大型除雪機械による除雪作業の効率が低下しています。
③除排雪に関わる人材の育成 【除排雪体制の保持を図る】	○除雪に関する事業者と人材育成に関する意見交換を行いました。 ○除雪業界への新規参入に際し、助言を行うなどの支援をしました。 ○関係機関により、技能講習会が開催されています。	▷少子化により新規担い手の確保が進んでいません。 ▷他業界（農業や運送業）も担い手が減少し、除雪事業の担い手減少が進んでいます。
8) 廃屋・空き家対策 【落雪や倒壊などの危険な状態を防ぐ】	○平成26年に「倶知安町空家等対策の推進に関する条例」を制定し、当該条例の規定に基づき、管理不全の建物所有者等に対し指導・助言等を行いました。	▷不動産投資の増加とコロナ禍の影響により、管理不全物件が増加しています。
9) 消防機関との連携による防災体制の強化 【消防力の強化を図る】	○大型消防車の交通に支障のないよう、消防と連携して点検を行い、除雪を実施しました。 ○除雪の実施状況等の情報を提供するなど、迅速な消防活動等に協力しました。 ○雪による通行止め情報を即時に提供しました。	▷シェアハウスなどの居住者により路上駐車が増加し、緊急車両の通行が難しい状況が出現しています。 ▷雪害時の消防・救助作業のために、消防機関との連携が大切です。

目標（策定背景）	取り組み状況	現状・課題等
3 雪害対策の推進		
1) 豪雪時などにおける体制の強化 【雪による災害に備える】	○雪による深刻な被害があるときは、「倶知安町地域防災計画」に基づき「災害対策本部」を設置することとしています。	▷期間中における、災害対策本部の設置実績はありませんが、備えはたいへん重要な取り組みとなっています。
2) 冬期間の避難場所・避難経路の確保 【避難場所への避難ルートの確保】	○避難施設への経路については、除雪路線に組み込み、常時通行を確保しました。	▷平均最大積雪深が約2mの本町においては、急遽に経路を確保することが困難なため、日頃から適切に除排雪大を行う必要があります。
3) 吹きだまり対策の促進 【円滑な交通の確保】	○西風に曝される郊外路線においては、吹き溜まりを防ぐ雪堤を作造しました。 ○防雪柵設置の検討を行いました。	▷吹き溜まりによる交通障害は、重大な事故に繋がりますので、交通障害を未然に防ぐ対策が必要です。 ▷防雪柵には、吹上等の風雪制御機能の確保が必要ですが、吹き溜まりが発生している町道においては、地形上防雪柵の有用な性能確保が困難となっています。
4) 地吹雪発生時による通行止め 【通行止め規制の実施】	○気象予報に基づき早期の体制確保を図り、気象状況に合わせてパトロールを強化し、必要な通行止め措置を実施しました。 ○事故・通行止め頻発する町道については、ナビゲーション不案内の要請をしました。	▷民間事業者の人員不足により委託による道路規制が困難となっています。 ▷通行優先ではなく、人命最優先として吹雪発生前の早期に通行止めの必要があります。
5) ライフライン施設の確保等 【ライフライン維持に係る連絡体制の確保】	○緊急時の除雪体制の連携強化を図るため、ライフラインの管理者と情報交換を行いました。	▷異常気象下においては、道路を始めとしたライフラインの維持のための連携体制が重要となっています。 ▷ライフラインの復旧に必要な除排雪等について、連絡体制が確保が重要です。

目標（策定背景）	取り組み状況	現状・課題等
4 雪と共生する冬の暮らしの促進		
1) 環境にやさしい融雪システムの導入 【エネルギー問題を踏まえた融雪に係る未利用エネルギーの導入】	○倶知安町地域再生可能エネルギー導入ビジョンの策定にあたり、融雪システム等における再生可能エネルギーの導入を位置づけました。 ○公設の研究機関等と融雪システムなどに関する意見交換等を行いました。 ○大学の研究に対し、地域概況の情報提供等の協力をしました。	▷融雪システムの導入について、本町の豪雪に有効な対費用効果の出現が難しいため、普及に至っていません。また、本町は全国の積雪地域と比較して特殊な気象下にあるため、研究候補地となっていません。 ▷融雪を含む除排雪は、大量のエネルギーを使用することから、再生可能エネルギー

		の導入など、環境に配慮した取り組みを研究する必要があります。
2) 雪を学ぶ・知る機会の充実 【雪に強い町民を育成する】	○雪を学ぶための教材の作製や提供を行いました。 ○除雪機械の写生会や展示会を行いました。	▷本町において、雪は、様々な学びの場で題材とされています。
3) 雪を楽しむイベントの促進 【四季を通じてくっちゃんの雪を楽しむイベントを促進する】	○町内において、雪トピアフェスティバル、サマークロスカントリーinくっちゃん、スノーステージinくっちゃん、じゃが祭りでの親雪イベントなどが開催されました。 ○町内有志により、道内外におけるイベントに町内で採取貯蔵された雪を持ち込み、本町のPRがなされました。	▷雪を貯蔵し、夏に活用するイベントの開催は、本町の風物詩として定着し、人材の育成確保も関係者の育成プログラムに組み入れられるなど、民間有志による持続可能な体制が構築されています。
4) ウィンタースポーツの活性化 【冬季の健康づくりと連携したウィンタースポーツを推進する】	○町内で開催されるウィンタースポーツイベントを倶知安町長杯と冠させて支援しました。 ○平成25年度より町内在住の小中学生を対象に旭ヶ丘スキー場リフト料金の無料化を実施しました。さらに、令和2年度より対象を町内中学生以下に拡大しました。 新型コロナウイルスによる経済支援事業とスキーの町宣言50周年記念事業を兼ねて、令和2年度より、希望する町内中学生を対象に、町内スキー場のシーズン券を無料で配布しました。 ○令和4年度にスキーの町宣言50周年を記念して、本町にゆかりのあるアスリートを招き講演会を開催するなどの事業を行いました。 ○倶知安町出身の住吉輝紗良選手・前田沙理選手が北京2022オリンピック冬季競技大会に出場し、次世代を担う若者や子ども達の心に残るレガシーが刻まれました。	▷スキーの町宣言50周年を契機として改めて町民とウィンタースポーツとの関係の深まりが期待されています。 ▷札幌オリンピック誘致に連動し、競技と連携したウィンタースポーツ活性化への機運が高まっています。一方でスキー場のレジャー施設として高級ブランド化が進み、競技スキーとの共存が困難になりつつあり、また、新種目競技の需要への対応も難しくなっています。
5) 雪をテーマとした倶知安町らしい芸術文化の振興 【雪をアートな視点で捉え、雪で楽しむまちづくりを推進する】	○雪トピアフェスティバルのイベントとして、町民の雪像コンクールが実施されました。 ○小川原脩記念美術館で開催された、地域の芸術文化振興の大黒柱である「麓彩会展」において、本町を題材にした作品が持ち寄られているほか、本町や羊蹄山麓、地域に縁のある芸術作家が集う「くっちゃんART2015」などの展覧会において、冬の倶知安が表現された数多くの芸術作品が展示されるなど、雪に関する芸術が発信されました。	▷身近な雪と芸術の融合は、冬の暮らしに潤いを与える大切な取り組みとなっています。
6) 冬の健康づくりの推進 【冬期間の町民の健康づくりを推進する】	○町が主催する健康相談・健康づくり教室において、冬季の生活事情に寄り添った健康指導や講演を実施しました。 ○アンチエイジングを実践する本町の総合型地域スポーツクラブ「じゃが太スポーツクラブ」において、歩くスキーやスノーシューによるウォーキングイベントが開催されました。	▷半年間雪に閉ざされる環境下において、子どもから高齢者まで切れ目のない健康づくりの推進が求められています。

目標（策定背景）	取り組み状況	現状・課題等
5 多様な主体とのパートナーシップによる雪対策の推進		
1) 除雪ヘルパー等の充実 【除雪ヘルパーの増員、ボランティアの活性化、組織化を図る】	○町高齢者保健福祉計画の策定において「除雪ヘルパー派遣事業」を位置付け、公助が必要な高齢者世帯等に対し、民間事業者へ業務を委託し除雪ヘルパーを派遣しました。 ○倶知安町地域福祉リーディングプランの策定にあたり、除雪作業を含む有償ボランティアの創設の可能性について検討を行いました。	▷働き手の不足により、業務委託の増員による対応が困難となっています。 ▷誰もが安心して町に住み続けるために、除雪にかかるヘルパーの派遣を受けられる仕組みづくりが求められています。
2) 地域ぐるみの除排雪の促進 【高水準の除排雪を実現する、官民協業の取組を推進し支援する】	○新規宅地造成に伴う新規町道認定に合わせて、私道補助制度を活用した民間による除雪体制の構築について、助言を行いました。 また、地域より除雪の要望のある除雪不全箇所についても、同様に助言を行いました。	▷民間の堆雪場所が消失したことにより、市街地全域で住民による除雪水準の向上が難しくなりました。 この理由により、私道補助により町道を除雪していた団体の半数は、除雪から撤退し

		ています。 ▷住民側のメリットの創出について検討が必要となっています。
3) 災害時住民支え合いマップの作成 【災害時における地域福祉文化を育む】	○災害時において避難行動にかかる要支援者マップを作成しました。	▷地域住民による支援を行うための支え合いマップは、個人情報保護など法的な制約上、より強い地域の組織化が必要となりますが制度構築には至っていません。
4) パートナーシップによる除排雪の充実		
①雪と汗のひとかき運動 【日中の降雪による歩行困難を解消する】	○実施に向けて検討を行いました。	▷住民が積雪の中を歩くことに慣れていることに加え、資機材が道路の除排雪の支障になることや本町の硬い圧雪では、作業実施時の怪我や事故等の発生等の課題の解消が難しいなどの理由により実施を見送りました。
②パートナーシップモデル地区 【共助が必要な世帯の除排雪について地域と町の協働による実施を推進する】	○本町における私道等の除排雪補助制度の活用事例を基にモデルや制度の検討を行いました。 ○ボランティア除雪を実践している団体と意見交換を行いました。	▷町道除排雪用の大型機材においては、需要を満たす支援が困難であることが判明しました。 ▷持続可能な組織体制の確立は、町内会単位では難しく、町全体としての取組が必要となっています。
5) 高齢者・障がい者等への雪処理支援 【高齢者世帯の間口や屋根等の雪処理支援を検討する】	○高齢者世帯等の実態調査を行って、必要な支援施策を検討しました。	▷半世紀に渡る機械による「かき分け除雪」の実施により、間口除雪が生活に取り組みされ、自助・共助等様々の方法により解消されています。 しかしながら、少子高齢化など社会の構造変化を見据えた仕組みづくりが必要となっています。 ▷屋根雪の処理については、豪雪地帯ならではの生活様式として定着していますが、近年においては、事業者の減少によりサービスの総量が不足しており、これを補うシステム等の構築が急がれています
6) 冬期間のマナー啓発 【効率的な除排雪のため理解と協力、迷惑行為の防止を啓発する】	○町広報や関係機関が発行する啓発媒体を活用し、除排雪に関連するマナーを啓発しました。	▷本町の雪をよく知り慣れた住民にとって、厄介者の雪に関する情報は心理的に無視される傾向にあります。

目標（策定背景）	取り組み状況	現状・課題等
6 雪の恵みを活かした取り組みの推進		
1) 雪氷熱エネルギーを活用した倶知安町の産業振興 【雪を自然エネルギーとして活用する取り組みを促進していく】	○地元 J A 等においては、伝統的に雪を保冷エネルギーとして活用しているほか、地元の農作物販売事業者においては、農作物の雪貯蔵技術による商品のブランド化に成功しています。 ○倶知安町地域再生可能エネルギービジョンの策定にあたり、雪氷冷熱エネルギーの利用を位置付けました。	▷町環境基本計画等に基づき、地元の産業クラスター研究部会により農産振興向けの雪氷熱エネルギーの研究がされたほか、様々な機関等による研究によりデータが蓄積され、ノウハウが構築されています。しかしながら、雪氷はエネルギー源として効率が低いことから、近年においては、新規取り組みに至っていません。 ▷農業以外の分野（データセンター、集配センター等）については、民間事業者により立地調査等がされていますが、豪雪故の厳しいリスク管理等の理由により取り組みに至っていません。
2) 雪を活かした交流機会の創出		
①除排雪の先進地としての交流（シンポジウム・研修会） 【除排雪への理解を深	○交流機会創出に関し、関係機関との意見交換を取り進めました。 ○雪に関する情報を発信する公的機関の広報・機関誌等へ本町雪を題材にした寄稿を行いました。	▷本町は、除排雪の先進地ですが、本町の降雪に関する気象現象が他地域と比べて特殊であることに加えて、現在、本町地域が高級ブランドリゾートエリアに様変わ

め、技術の向上等に繋げる】		りしたことにより、雪をテーマにした研究研修会開催の需要がない状況です。
②除雪ツアーの受入 【都市部のボランティアを地方に派遣するための取組を支援する】	○公的研究機関が推進する、広域的ボランティアの研究活動の一環として除雪ツアーの受け入れに協力しました。	▷受け入れ側の気象状況や体制確保など安定的な条件整備が難しく、受け入れ側の負担が大きく、商業ツアーとしての発展は難しい状況となっています。
3) 雪国らしい地域特産品の開発 【地域特産品等の新規商品化の可能性を検討する】	○民間事業者により越冬野菜のプレミアムブランド商品が開発されました。 ○地域ブランド商品の開発、販売が行われています。	▷ネットワーク情報社会においては、新製品の売り込みがSNS等により効果的に行われる一方で、由来を含む詳細な情報の発信など消費者の厳しい目に耐え得る商品が求められています。
4) 観光資源としての雪の活用 【観光客の多様なニーズに対応する】	○ニセコひらふエリアのスキーリゾートを中核とした、倶知安町観光地マスタープラン・観光振興計画を策定しました。	▷世界中から訪れる多様な観光客に対応するリゾートとしての成熟するために、高次元の要求に応える取り組みが必要となっています。

目標（策定背景）	取り組み状況	現状・課題等
7 雪対策を支える情報発信の充実		
1) 関係機関と連携した除雪や路面状況の情報発信 【降雪や除排雪の状況などの情報発信やルールやマナーを啓発する】	○吹雪などによる交通規制については、国道や道道と情報を共有して連携しつつ、HPやSNS、防災無線を通じて情報を発信しました。	▷気象観測が市街地中心部で無人機械により行われているため、気象予報・情報と現象が乖離することがあり、地域の気象現象を鑑みた情報発信の必要がある。 ▷道路除排雪の技術が定着してから40年と歴史が浅いため、道路への雪出が交通を阻害する有害行為であると認識していない住民が現在もなお一定数存在していることから、引き続き、有害行為の是正に向け啓発を行う必要があります。
2) 冬の暮らしのPR 【冬の倶知安の素晴らしさ魅力を伝える】	○本町を紹介する情報誌やSNS等の取材に協力し、必要な情報などを提供しました。 ○転入者や外国人向けに、本町の雪に対する心構えやルールなどを広報や折り込みチラシなどで周知しました。	▷現在のインターネット社会においては、転入者の多くがインターネット上に情報を求めます。同時に本町に関連する情報が溢れており、これを有効に活用して的確な本町の冬の暮らしをPRすることが大切な取り組みとなっています。 ▷移住促進に向けては、従来のスキーや豪雪のPRだけではなく、住民目線での雪と過ごす心地良さを共有できるPRが必要とされています。

4章 第3次計画の取り組みの方向

1. 将来像と基本理念

(1) 目指すべき町の将来像

本町は豪雪地帯であり、冬期の日常生活や経済活動をする上で、雪対策は必要不可欠です。

町民一人ひとりが、互いに支え合いながら効率的に除排雪を行うことに努め、冬季においても誰もが安全に安心して生活できる快適なまちづくりを推進するために、「倶知安町みんなで親しむ雪条例」を制定しています。

本条例に基づき、冬期間における地域の実情・特性にあった除排雪の推進や雪に強く住み良いまちづくりの促進のほか、町民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を踏まえ、貴重な地域資源としての雪の有効活用、豪雪や震災などの災害への対応など、総合的な雪対策を進めることとし、今後も町民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策の促進により住み良いまちの実現を目指し、本計画における目指すべき将来像を以下のとおり示します。

目指すべき町の将来像

雪に親しみ 雪を楽しみ 雪を活かし 雪を尊び
安心して暮らせる いつまでも住み続けたいまち

雪に親しみ	みんなで親しむ雪条例に掲げる目標
雪を楽しみ	町民の倶知安町に住む喜びや雪に対する前向きな姿勢
雪を活かし	観光資源やブランドイメージ、雪氷熱などの利雪
雪を尊び	スキーのまち宣言で雪を「天世の宝」とした志
安心して暮らせる	除雪対策や福祉施策などの克雪の取り組みの推進
いつまでも住み続けたいまち	第6次倶知安町総合計画における目指す町の姿（将来像）

(2) 基本理念

本計画は「倶知安町みんなで親しむ雪条例」に基づいて策定することから、同条例に掲げている『克雪』『利雪』『親雪』を本計画の基本理念とします。

基本理念 克雪・利雪・親雪	
克雪	除排雪、住宅施策、福祉除雪などの雪を克服する取り組みの推進
利雪	観光振興、ブランド・イメージ、エネルギーなど雪を利用する取り組みの推進
親雪	ウィンタースポーツ、イベントなど雪に親しむ取り組みの推進

※倶知安町みんなで親しむ雪条例より

(基本理念)

第2条 雪対策は、町と町民が互いに協力し、責任を分かち合って克雪、利雪及び親雪の施策を長期的かつ総合的に推進することにより、倶知安町の新たな発展をめざすものである。

2. 取り組みの方向

本計画に掲げた将来像の実現に向けて、次の8つを取り組みの方向に沿って、雪対策を推進します。

(1) 取り組みの方向

取り組みの方向

○質の高い除排雪水準の維持

雪により経済活動を停滞させることなく、住民が安全かつ安心して生活できるよう質の高い除排雪を維持します。

○雪に強く安全なまちづくりの推進

住民が安全に暮らせるよう、雪に強く安全なまちづくりを推進します。

○雪害への安心の備え

豪雪時や豪雪災害時において、安全で安心な町民生活や円滑な経済活動を確保するための体制と対応の充実を図ります。

○支え合う仕組みの構築

少子高齢化の進む社会環境に対応するため、住民と行政が協働で支え合う仕組みの構築を推進します。

○雪を活す取り組みの推進

観光資源や氷雪エネルギーなど雪を活かした取り組みを推進します。

○環境対策の推進

地球温暖化対策や脱炭素社会の推進など地球環境への負荷軽減を目指し、環境に配慮した除排雪を推進します。

○雪を学び、尊び、楽しむ機会の充実

雪や冬の恵みを生かした取組の充実や活動を推進します。

○ウィンタースポーツの活性化

雪国ならではの冬季のイベント等の機会を提供し、ウィンタースポーツの活性化を通じた地域住民の交流や観光振興を図ります。

○雪と過ごす心地良さの共有

雪国に暮らす誇りや愛着が育まれる活動を支援します。

(2) 克雪に向けた取り組みの方向

倶知安町の冬を安心して過ごし住み続けるために



3. 上位計画及び関連計画

本町における最上位計画は「第6次倶知安町総合計画」であり、各行政分野の個別計画や施策は、当該計画に即して展開しています。本計画も同様に各計画との整合性を図り策定します。

- (1) 第6次倶知安町総合計画（令和2年～令和13年）
- (2) 倶知安町都市計画マスタープラン（平成30年3月策定）
- (3) 倶知安町地域防災計画（令和4年3月策定）
- (4) 倶知安町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）
- (5) 倶知安町高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）
倶知安町地域福祉リーディングプラン（令和4年3月策定）
- (6) 倶知安町景観計画（令和5年1月策定）
- (7) 倶知安町環境基本計画（平成18～令和7年）
- (8) 倶知安町観光振興計画（令和2年3月策定）
- (9) 倶知安町住生活基本計画（令和3年3月策定）
- (10) 倶知安町交通安全計画（令和3年度～令和7年度）
- (11) 倶知安町空家等対策計画（平成29年3月策定）

(1) 第6次倶知安町総合計画（令和2年～令和13年）

関連する事項として、基本目標1「くっちゃんて暮らす幸せを感じる」を実現する個別目標「健康で笑顔があふれるまちにする」の主な施策として「町民のスキー機会の普及と拡充」、「スキーの町としてスキー・スノーボード選手の育成支援」、個別目標「住みたくなる都市（まち）にする」の主な施策として「豪雪の町でも暮らしやすい克雪の取り組みの充実」があげられています。

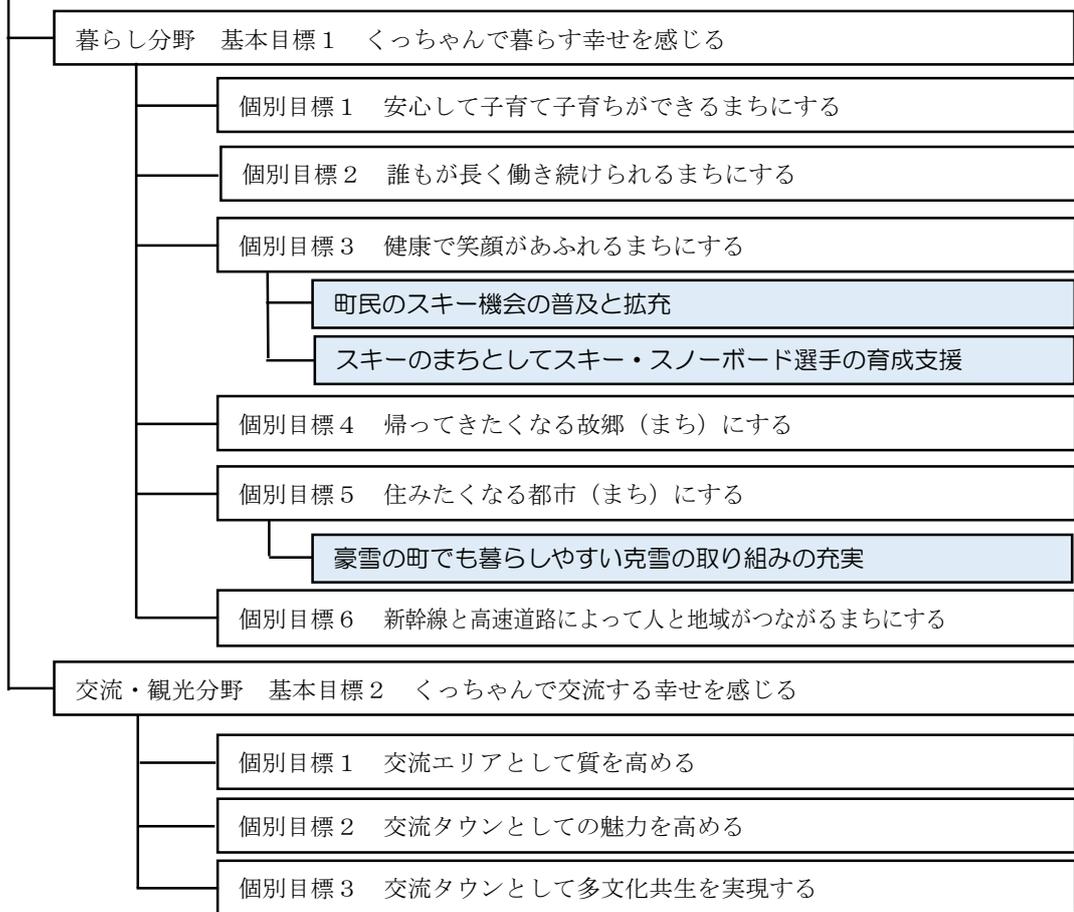
また、町民アンケートによる「今後重視すべき施策」の1位に除排雪対策の充実があげられており、「重視すべき」と「どちらかという重視すべき」をあわせると約95%と極めて高い結果となっています。

○今後、重視すべきと重視しなくてよい上位7つの施策

	重視すべき施策	重視しなくてよい施策
1	除排雪対策の充実	町全体の国際リゾート化
2	医療の充実	転入者への助成制度
3	公共交通の充実（バス・タクシー・JR）	男女共同参画の推進
4	高齢者福祉・介護支援の充実	町内会や自治活動の活発化
5	防犯対策の充実	歴史・文化・芸術振興の充実
6	雇用対策の充実	外国人であっても住みやすい町
7	防災対策の充実	工業振興

■まちづくりアンケート

第6期倶知安町総合計画



評価指標（KPI）

町民のスキー機会の普及と拡充

スキーのまちとしてスキー・スノーボード選手の育成支援

旭ヶ丘スキー場の利用者数（年間輸送人員）の増加

106,274 人/年間（平成 30 年度）110,000 人/年間（令和 12 年度）

スキー教室の参加者数（年間）の増加

延べ 577 人/年間（平成 30 年度）延べ 600 人/年間（令和 12 年度）

歩くスキーの貸し出し数（年間）の増加

174 件/年間（平成 30 年度）300 件/年間（令和 12 年度）

スキー用品のリユース制度の確立

未実施（平成 30 年度）令和 4 年までに実施

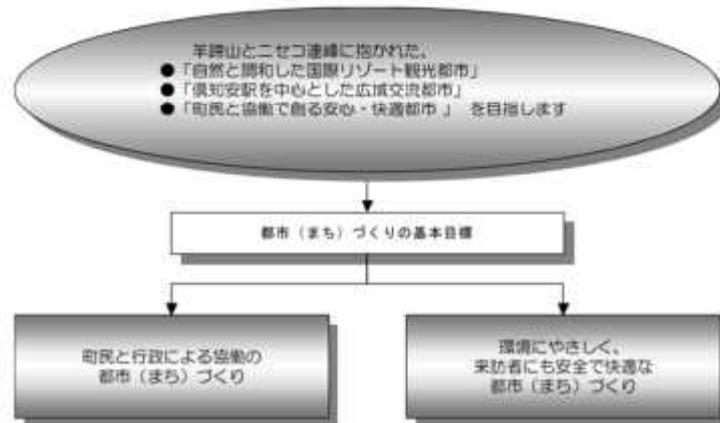
豪雪の町でも暮らしやすい克雪の取り組みの充実

町道の除雪出動基準の維持

10cm（平成 30 年度）10cm（令和 12 年度）

(2) 倶知安町都市計画マスタープラン（平成 30 年 3 月策定）

同計画第 6 章 全体構想における「都市（まち）づくりの基本目標」として、②環境にやさしく、来訪者にも安全で快適な都市（まち）づくりが掲げられており、多彩な自然環境の保全を図るとともに、景観の整備や少子高齢化に対応した住居環境の整備など、生活環境全体の整備を進めます。市街地の計画的整備や道路・交通ネットワークの整備、防災対策、雪に強い都市（まち）づくりなど来訪者にもやさしく安全で快適な都市（まち）づくりを推進するとされています。



(3) 倶知安町地域防災計画（令和 4 年 3 月策定）

倶知安町地域防災計画の第 4 章「災害予防計画編」第 14 節「雪害予防計画」及び第 15 節「融雪災害予防計画」において示されています。

●第 14 節 雪害予防計画

町は、道内においても有数の豪雪地域である。積雪による道路交通状況の悪化は町民の生活へ及ぼす影響が大きく、また、災害発生時における緊急車両の通行にも支障があることも考えられる。

町及び関係機関は、冬季間において適宜道路の除排雪を実施し、良好な道路交通の確保を図るとともに、異常降雪により道路交通の状況が悪化し、又はそのおそれがあるときは、道路交通の確保のため速やかに除排雪を実施する。その他、異常降雪に対処するための予防対策はこの計画の定めるところによる。

●第 15 節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、防災 関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

町及び防災関係機関が、融雪による河川の出水災害に対処するための予防対策はここに定めるところによる。

(4) 倶知安町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）

関連する事項として、施策パッケージ①「子育て・子育て環境の整備」の主要施策として「安心して過ごせる生活環境への取り組み」、施策パッケージ③人工流出の抑制と地元定着の主要施策として「克雪・利雪・親雪の推進」「高齢者、障がい者への除雪支援」があげられています。

(5) 倶知安町高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）

倶知安町地域福祉リーディングプラン（令和4年3月策定）

倶知安町高齢者保健福祉計画の第4章「高齢者の施策の展開」の「2 安心して住み続けるために」（2）福祉サービスの充実①生活支援の充実⑨除雪ヘルパー派遣事業において示されています。

また、倶知安町地域福祉リーディングプランにおいては、「煌めく人の心づくり」を地域における共生を実現する地域福祉活動の推進目標に掲げ、「雪かき・間口除雪」などの生活支援サービス事業として「有償ボランティア」の登録と研修会の実施支援などを検討・推進することとしています。

(6) 倶知安町景観計画（令和5年1月策定）

倶知安町景観計画の第4章「地域ごとに見る倶知安の景観」の「1. 地域（面）・軸（線）・視点場（点）・景観資源から見た景観要素」において示されています。

- (1) 地域（面）による景観要素
 - 1) 市街地
 - ②近年、住宅需要の高まりから、空き地が減少し、一時的な堆雪スペースの確保が課題になっています。

第5章「良好な景観まちづくりのための行為の制限」の「2. 一般地域の景観まちづくり」においても示されています。一般地域は市街地域、郊外地域となっています。

- 市街地域、郊外地域における行為の制限（景観形成基準）
 - a 建築物・b 工作物
 - 1 位置・配置
 - 【豪雪への対応】
落雪が隣地や接道に影響を与えないよう、倶知安町建築物等に関する指導用網に基づく後退距離を確保する。
 - 4 敷地の外構・その他
 - 堆雪スペース
敷地内に堆雪スペース等、雪処理に必要な空間を確保する。堆雪スペースは積雪期以外の景観も配慮し、緑化修景を行う。
 - c 土地の形質の変更等
 - 1 開発行為・特定開発行為
 - 【豪雪への対応】
 - ・造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。
 - ・造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物が建った後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。

また、第5章「良好な景観まちづくりのための行為の制限」の「3. 重点地域の景観まちづくり」においても示されています。重点地域は駅前周辺重点地域、リゾート近隣重点地域となっています。

- 駅前周辺重点地域、リゾート近隣重点地域における行為の制限（景観形成基準）
 - a 建築物・b 工作物
 - 1 位置・配置
 - 【豪雪への対応】
落雪が隣地や接道に影響を与えないよう、倶知安町建築物等に関する指導要綱に基づく後退距離を確保する。
 - 4 敷地の外構・その他
 - 堆雪スペース
敷地内に堆雪スペース等、雪処理に必要な空間を確保する。堆雪スペースは積雪期以外の景観も配慮し、緑化修景を行う。
 - c 土地の形質の変更等
 - 1 開発行為・特定開発行為
 - 【豪雪への対応】
 - ・造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。
 - ・造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物が建った後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。

(7) 倶知安町環境基本計画（平成 18～令和 7 年）

倶知安町環境基本計画の第 3 章「基本理念を実現する計画の目標と施策の体系」第 5 節「課題と課題解決の施策及び環境配慮行動指針」において示されています。

●循環による地域環境への負荷の軽減

(1) 自然の循環

3) 雪の循環機能の保全【目標実現に向けた課題】

倶知安は、町全域の降雪量を計算すると全道第 2 位の豪雪地となっています。近年は産業面でも生活面でも雪の資源性を活用する傾向が見られますが、自然の循環にとっても雪は水循環の中で不可欠の自然資源です。この雪の循環機能を守ることが課題となります。

課題解決に向けて、2 つの施策を行います。また、それぞれの施策を実現する上で住民と事業者と行政が協力し合う必要がありますので、主体別の環境配慮行動指針を記します。

●自然とくらしの共生

(2) 雪環境との共生

1) 親雪=冬の外出・冬のレクの活性化【目標実現に向けた課題】

冬を楽しむライフスタイルが次第に定着しつつありますが、高齢者などにとってはまだまだ条件が十分に整っていません。冬の雪環境と親しむことは、雪の循環機能を理解しその条件整備を整える上でも重要です。ここでは、日常生活のなかで雪に親しむライフスタイル築くことが課題となります。

課題解決に向けて、3 つの施策を行います。また、それぞれの施策を実現する上で住民と事業者と行政が協力し合う必要がありますので、主体別の環境配慮行動指針を記します。

2) 利雪=雪氷冷熱エネルギーの利用【目標実現に向けた課題】

雪氷冷熱エネルギーを利用して雪環境の資源的価値を積極的に引き出そうと言う試みが、最近の大きな社会的傾向になってきました。スキーなどが観光産業として大きく育ってきた近年の歩みも、このような利雪面の先駆けであったといえます。ここでは、新たな利雪プロジェクトの導入による、雪環境との共生が課題となります。

課題解決に向けて、3 つの施策を行います。また、それぞれの施策を実現する上で住民と事業者と行政が協力し合う必要がありますので、主体別の環境配慮行動指針を記します。

3) 克雪=人と環境にやさしい除排雪の推進【目標実現に向けた課題】

倶知安町民はこれまで、町の除雪水準に合格点となる評価(アンケート結果から)を示してきました。しかし、子供や高齢者に優しい歩道の除雪方法や、排雪堆積場の融雪で河川汚染の懸念があるなどの点で、まだまだ課題を抱えています。財政事情が苦しい時代であることを反映した解決方法が、今日的な課題となります。

課題解決に向けて、3 つの施策を行います。また、それぞれの施策を実現する上で住民と事業者と行政が協力し合う必要がありますので、主体別の環境配慮行動指針を記します。

(8) 倶知安町観光振興計画（令和2年3月策定）

倶知安町観光振興計画の第3章「基本構想」において、冬季の雪を観光資源として利雪する方向性が示されています。

● 1. ビジョン

観光で「地域」が元気になる

- ・【空間の視点】 開発の外延化の阻止
ぎゅっと詰まった質の高いリゾートタウンの形成
- ・【産業の視点】 観光サービス業の地場産業化
地域の人材、組織で観光サービス業を育てる
- ・【住民の視点】 リゾート・リテラシーの向上
リゾート地のある「くっちゃん」で暮らす幸せを感じる

● 2. 滞在目的となり得るライフスタイル

倶知安町においては、①スキー場が在の集客核となっていること、②スキー・スノーボードに限らず羊蹄山をアイコンに住民においても自然を楽しむ、自然の中で遊ぶという志向がみられること、③所得アッパー層においては環境や自身の健康への注目が高まっていること、という要素を考慮して、観光地ブランドの核を以下のように考えます。

～アジアにおけるオールシーズン・アウトドアライフスタイルの中心～

(9) 倶知安町住生活基本計画（令和3年3月策定）

倶知安町住生活基本計画の重点施策において、倶知安の風土に適した住宅の普及促進が示されています。

重点施策5 倶知安の風土に適した住宅の普及促進

倶知安町の居住環境として最も特徴的な豪雪・寒冷の気候に適した住宅のかたちとして、平成24年度に「くっちゃん型住宅認定基準」を定め、細かな改正を続けながら、この基準に適った「くっちゃん型住宅」への建設促進補助事業等を行う事により、普及に努めてきました。

一方、「くっちゃん型住宅認定基準」の下地となる北海道の「北方型住宅（平成17年策定）」は、近年のより高い住宅性能等を基準とする「北方型住宅2020」に進化しており、これを踏まえた新たなくっちゃん型住宅認定基準の検討が必要となっています。

また、くっちゃん型住宅建設促進補助金についても、平成29年度より若年、転入世帯、子育て世帯に対し加算額を設け、これら世帯の住宅取得を後押ししてきました。今後も補助金制度を継続しながら、豪雪のまちに適した住まいづくりの促進を図ります。

また既存住宅についても、雪対策に主眼を置いた「定住化促進住宅改修補助金」、厳しい気候や老朽化に耐える「耐久性向上住宅改修補助金」、断熱性能の向上を図る「住宅省エネルギー改修補助金」、そして住民の安全安心を守る「住宅バリアフリー改修補助金」「既存住宅耐震診断及び耐震改修補助金」などの制度について検証を行い、倶知安町でいつまでも安心・快適に生活できる住宅ストックの維持を図ります。

(10) 倶知安町交通安全計画（令和3年度～令和7年度）

冬季における交通安全が示されています。

●施策の柱と重点課題

【冬季に係る交通の安全】

北海道は、1年間の約3分の1が雪に覆われる積雪寒冷地であり、冬期間（11月～3月）においては、吹雪による視程障害、積雪による道路の幅員減少、路面凍結による交通渋滞やスリップ事故、歩行中の転倒事故等、交通という観点からも厳しい影響のある地域です。

さらに倶知安町は、世界有数の豪雪地帯でもあるため、交通事故の防止に当たっては、天候や気温等により交通環境や路面状況が刻一刻と変化する特殊な環境に対応した冬季の対策を実施します。

また、積雪や道路に雪を出さない等の一般的な除雪のルールが守られていないこと等が原因による歩道幅員の減少等からも、冬季における歩行空間の確保に関する住民のニーズは大きく、高齢者、障がい者等を含むすべての人々が、安全で快適に利用できる歩行空間の確保に向けて関係行政機関、関係民間団体と連携して取り組みます

●講じようとする施策

【災害に備えた道路交通環境の整備】

地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合、早期復旧を目指し安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図ります。

また、地震・豪雨・豪雪発生時等において、安全・安心で信頼性の高い道路交通ネットワークを確保するため、橋梁の点検補修や道路法面等の防災対策、災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。

【冬季道路交通環境の整備】

冬季の歩行者の安全・安心で快適な通行のため、除雪等による歩行空間の確保に努めます。特に、中心市街地や通学路等をはじめ歩行者の安全確保の必要性が高い区間等について、冬季の安全で快適な歩行者空間を確保するため、積雪による歩道幅員の減少や堆雪による視界の阻害、凍結による転倒の危険等冬季特有の障害に対し、歩道や交差点の除雪等の実施に努めます。

(11) 倶知安町空家等対策計画（平成29年3月）

豪雪下における空き家対策について施策の方針が示されています。

●その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

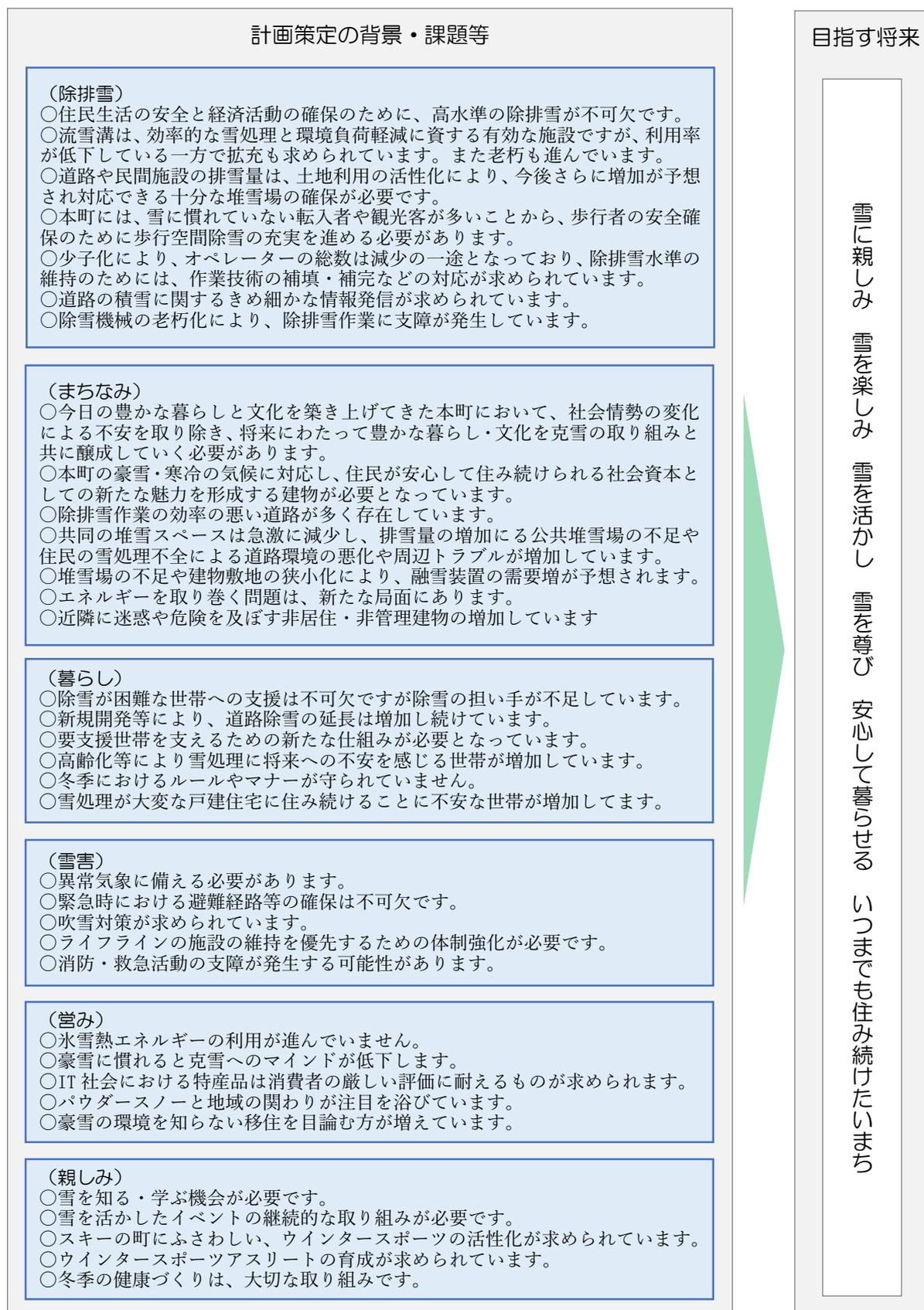
【安全を確保する措置に対する支援の検討】

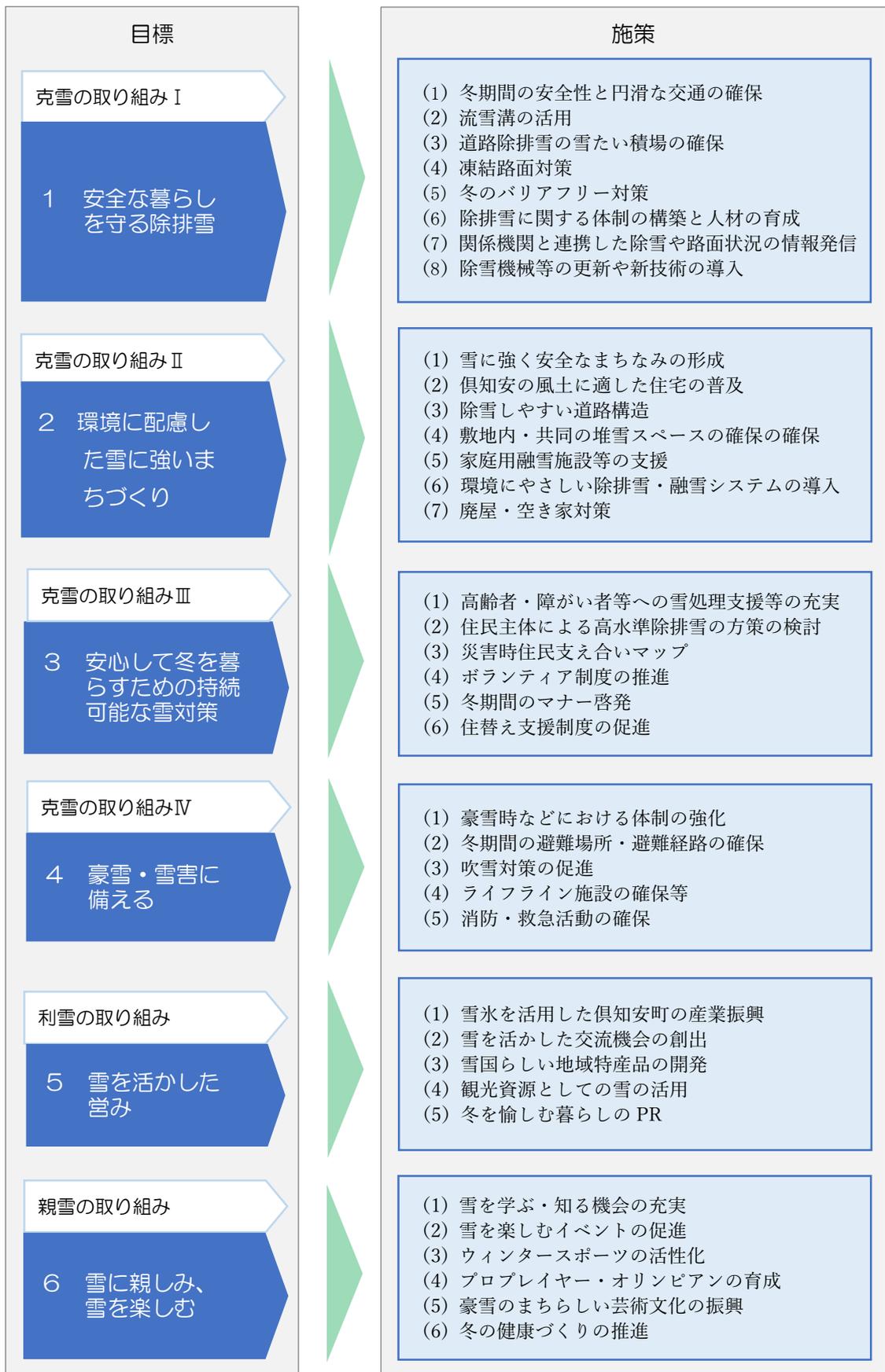
利活用することが難しい空家等は解体しなければなりません。しかし、経済的な理由で解体に踏み切れず、周囲に迷惑を及ぼす空家等になってしまう状況もみられます。

周囲の迷惑を取り除くために、所有者等が一步踏み出せるよう解体に対する助成制度を、まちづくりや豪雪対策等の観点と除却後の跡地活用も含めた総合的な視点から検討を行っていきます。

5章 第3次計画の目標と施策

計画の体系





第3次雪対策基本計画における6つの目標ごとに、目指すべき町の将来像の実現に向けて各施策を推進します。

克雪の取り組み I

1. 安全な暮らしを守る除排雪

- (1) 冬期間の安全性と円滑な交通の確保
- (2) 流雪溝の活用
- (3) 道路除排雪の雪たい積場の確保
- (4) 凍結路面对策
- (5) 冬のバリアフリー対策
- (6) 除排雪に関する体制の構築と人材の育成
- (7) 関係機関と連携した除雪や路面状況の情報発信
- (8) 除雪機械等の更新や新技術の導入

(1) 冬期間の安全性と円滑な交通の確保

1) 冬期間の安全性と円滑な交通の確保

冬期間における道路交通の確保について、住民生活の安全と経済活動の確保を図るため、「俱知安町みんなで親しむ雪条例」に基づき除雪計画を策定し、効率的に高水準の除排雪作業を実施します。

①除雪体制の確保

国道・道道を除く、町道約157kmの除排雪を、効率よく高水準で遂行し、異常気象化においても速やかに対応するために、本町内に車両基地・拠点を置く除雪体制を確保します。

国道・道道との連携を密にして効率的な除排雪作業と異常気象時に速やかに対応できる除雪体制を確保します。

②除排雪の作業基準

除雪及び排雪等の基準は以下のとおりとします。

ア 新雪除雪

作業内容：新雪除雪は、降雪後、雪が硬く固結する前に路面から路側へ排除します。

通常時の作業時間は、早朝から開始し午前8時までの終了を目標とします。

出勤基準：次のような場合に出動します。地域によって降雪・積雪状況に差があるため、効果的にパトロールを行うと共に、気象予報情報を用いて降雪を予測して出動を

判断します。

極端な降雪や強風により視界の確保ができない場合は、作業を一時中止します。

- (a) 午前 3 時 30 分の時点で連続降雪により積雪深が 10 cmを超えたとき、又は積雪が予想され除雪作業が必要なとき。
- (b) (a)の出動基準に満たない降雪日が連続し、通行に支障を来たす不陸が発生したとき、または予想される時。
- (c) 風雪等により通行に支障を来たす吹き溜まりが生じたとき、または予想される時。
- (d) 国道・道道の除雪等により、交差点等に段差が生じたとき。

イ 路面整正

作業内容：安全な通行に支障を来たす不陸が発生したときは、圧雪部、わだち、氷盤等を切削し、不陸部分の雪を路側部に除去し、安全な通行を確保します。

出動基準：気象条件だけでなく、社会的・経済的要因による交通量の増加等予防的な場合を考慮して出動します。

- (a) 路面の圧雪部分が施工管理基準を大きく超える場合。
- (b) 通行に支障を来たすザクザク路面（氷粒に覆われた路面）が発生したとき。
- (c) 高温や降雨などの気象現象や催事等による交通の増加等により路面状況が劣悪になったとき。または予想される時。

ウ 拡幅除雪

作業内容：車道幅員と堆雪スペースの確保を目的として、ロータリ除雪車、マックレー装置付除雪車、除雪ドーザ等の組み合わせにより、路肩部分に堆積した雪堤を路外へ投雪あるいは集積します。

出動基準：運搬排雪に準じます。

エ 歩道除雪

作業内容：歩行者の円滑な通行を確保するため、一般的に車道と歩道が区分されている歩道部分を小型ロータリ車等で除雪作業を行います。

出動基準：新雪除雪に準じます。

作業基準：次により作業を実施する。

- (a) 歩道除雪において除雪した雪は、歩道幅員が狭い場合には車道の路側部に堆積し、広い場合は歩道の敷地内に堆積する。
- (b) 歩道除雪完了後に車道除雪により歩道に雪が入ることのないよう事前に車道除雪と時間調整を行う。

オ 運搬排雪

作業内容：車道幅員と堆雪スペースを確保するため、除雪ドーザ・ロータリ除雪車・除雪グレーダ・ダンプトラック等の組み合わせにより、路肩部分に堆積した雪を堆雪

場へ運搬します。

作業の範囲は、道路区域内の作業車両の乗り入れが可能な範囲とし、歩道については、可能な限り歩道路面上の雪も排雪します。

作業時間：作業前後の打合せ時間をめて 8 時 30 分から 17 時 30 分を基本としますが、終了時刻は作業の進捗状況により変動することがあるものとします。

作業日は、平日を基本としますが、気象状況等により変動することがあるものとします。

作業の日時については、大型施設の催事など周辺道路の交通状態を配慮するほか、受検や試験などの学校行事にも配慮することとします。

吹雪等により視界が確保できない場合は、作業を一時中断又は中止します。

出勤基準：路線の性格や雪堤の高さなど次のような場合を考慮して出勤します。

- (a) たい積場へ通じる路線、バス路線、幹線街路、通学路等の路線において、通常時の新雪除雪によって大型車両の円滑な通行に必要な幅員の確保が困難な場合。又は困難となることが予測される場合。
- (b) (a)以外の路線で、通常時の新雪除雪によって通常時の新雪除雪によって車両の通行に必要な幅員の確保が困難な場合。又は困難となることが予測される場合。
- (c) 路側雪堤の平均高さが概ね 1.5mを超える場合。

カ 未除雪路線等の排雪

農業振興及び観光振興に資する未除雪路線については、春季における速やかな活動再開のために必要な開通作業を積極的に実施します。

特に農業地域においては、本町の農業が馬鈴薯を中心とした畑作の輪作体系を確立していることに鑑み、作付状況を加味した効率的かつ効果的な実施を取り進めます。

③交差点の見通しの確保

交差点部は解放空間を広く確保するために隅の雪堤が大きくなり、見通しが悪くなることから、交通が停滞します。雪堤の量を抑えて交差点の視認性を高め、交通の円滑化と安全性の向上を図ります。

除雪作業において、一時堆雪場の確保や除雪進行方向を工夫し、交差点への雪の集積を低減します。

横断歩道のある交差点においては、雪堤の除去を行います。

④通学路の除排雪の充実

歩道が設置されていない道路では、除雪された雪がたい雪することで幅員が狭くなり、特に歩行者の安全性が低下します。

通学路においては、転倒や車両との接触を防ぎ、歩行者と運転者双方が認識して交通の安全を確保するために、交通動態に応じ排雪や拡幅除雪を優先して実施します。

本町の道路の除排雪は、次のとおり実施しています。体制の維持を基本とし、適宜見直しの検討を進めます。

【除雪】

町内を概ね3つの区域に分け、市街地の国道5号の一部を除く西側と高砂の一部を除雪1工区、国道5号東側とニセコひらふエリア周辺を除雪2工区、郊外地区を除雪3工区として実施します。

【排雪】

市街地については、3つの区域に分け、国道5号の西側を排雪委託業者、国道276号の北側を除雪2工区に委託し、それ以外を直営で実施します。

郊外地については、高砂市街、ニセコひらふエリア、その他として委託により実施します。



(2) 溜雪溝の活用



見やすいところにはっておきましょう 倶知安町直営溝管理運営協議会

いる尻別川・倶登山川は冬季は渇水により結氷の状態となり、取水も排雪も限界にあることから、施設の拡大は難しいものとなっています。

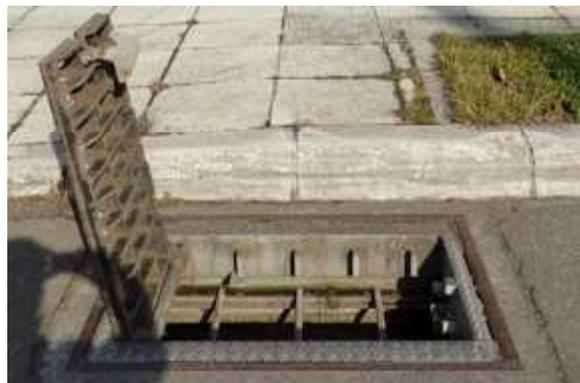
流雪溝は、昭和 50 年度より建設が始まり、昭和 54 年度に供用開始され、昭和 62 年まで整備拡大されました。そのため、経年による老朽化が相当に進んでいます。

また、本町の流雪溝は、人力投雪を前提に建設されていますが、利用には労力を要するため、高齢化に伴い利用が敬遠され、利用率が低下しており、費用効果も低減しています。

このような状況を踏まえ、除排雪の効率化に資する重要な施設として、施設のパトロールや点検、補修などの適正な維持管理を行うほか、河川の浚渫や大規模な改修など長寿命化に向けた取り組みを推進します。

また、省労力化に資する跳ね上げ式蓋の交換を進めるなど、利用促進に取り組みます。

さらに、町普通河川を活用した施設拡充などの研究を進めます。



普及が進んでいる省労力跳ね上げ式蓋

(3) 道路除排雪の雪たい積場の確保

道路や民間施設の排雪量は、土地利用の活性化により、今後さらに増加が予想されるため、対応できる十分な堆雪場の確保を図ります。

国や北海道の所管施設を含めた公共施設の有効利用を進めます。

また、民有地についても、有効かつ適正な利用を推進します。

(4) 凍結路面对策

本町の降雪シーズンの平均気温は、マイナスであるため、道路上の雪は融けず、圧雪が基本となりますが、近年は、急激な気温上昇による融雪の発生により予期の難しい凍結路面の発生が頻発しています。

また、プレミアムリゾート化により、積雪路に対し不知な来訪者が増加し、凍結環境における安全確保の向上が求められています。

滑り止め防止材や融雪剤の散布を行い、交通の安全を図ります。

凍結路対策は、凍結路出現を未然に防止することを基本として実施し、さらに、急激な気象変化に対応できる体制を確保して対応します。



機動性の高い融雪散布装置の導入

(5) 冬のバリアフリー対策

歩道は、歩行者の安全を守る重要な施設ですが、冬期の歩行は積雪や凍結により歩きにくくなる特有の障害が発生します。

本町には、積雪に慣れていない転入者や観光客が多いことから、冬期特有の障害を軽減するため、歩道除雪の充実を進めます。

歩道のない道路についても、水平面の維持や氷塊の除去、頭上からの雪塊落下を防ぐなど歩行者に配慮したきめ細かな対応を行います。

坂道の多いリゾートエリアにおいては、ロードヒーティングの維持や地域と協働による滑り止め砂の散布・配布など凍結路対策などきめ細かな安全対策を進めます。

駅前通りの歩行空間については、旧来の維持体制を見直して、安全確保を推進します。



除雪不全が見られる駅前通り



ロードヒーティングにより急こう配においても交通の安全が確保されたひらふ坂

(6) 除排雪に関する体制の構築と人材の育成

本町の除雪機械のオペレーターは、建設業、輸送業、農業等の各従事者に依存していますが、少子化等の社会背景により各業界における新規担い手が減少しており、総数は減少の一途となっています。

除排雪水準の維持のためには、事業者の資本負担の軽減や機械オペレーターの確保や作業技術の補填・補完などの対応が求められています。

道路管理者相互や各除雪業者、関連機関の連携強化やIT技術・新技術の導入などにより、一体的で整合性のある除排雪を実施し、高効率化等による除排雪を取り巻く環境の改善を図り、さらに、官貸除雪機械の増強や育成支援に係る施策を推進します。

また、直営作業の拡充による技術保存や作業の補完などについて検討を進めます。

(7) 関係機関と連携した路面状況の情報発信

降雪時において、道路の積雪に関する情報は、住民や本町に訪れる方にとって、たいへん重要な情報であることから、関係機関と連携しながら道路状況や規制など、速やかに広く情報発信します。

また、その中で本町の除排雪システムの周知や冬の暮らしに必要なルールやマナーなどの啓発も行います。

なお、除排雪に関する詳細な情報の発信は、住民による道路への雪出しを助長し交通障害や除排雪作業の遅延など深刻な事態を引き起こすことから、慎重に検討を進めます。



■国土交通省道路情報提供システム

(8) 除雪機械等の更新や新技術の導入

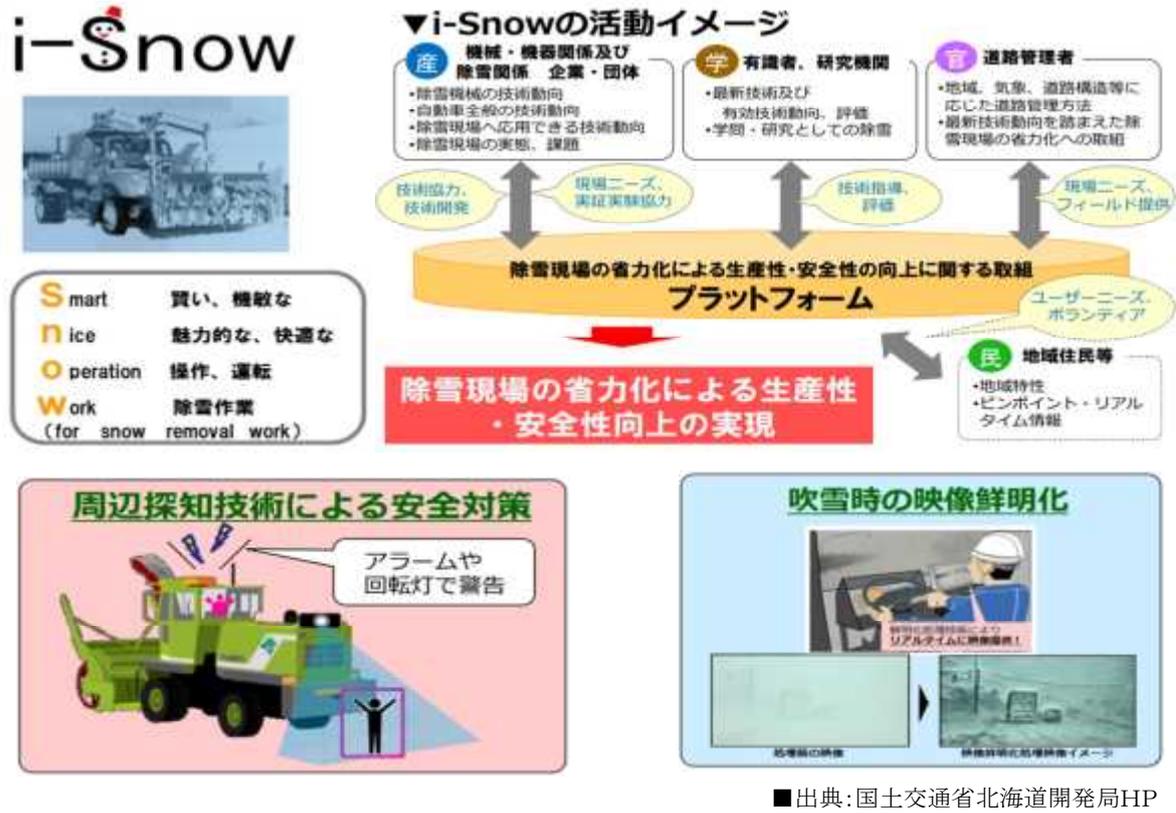
大気環境の負荷軽減のために進められた排出ガス対策や、鉄等の原材料の高騰などにより建設機械の価格が大幅に上昇したことにより、経営を圧迫するなどの理由により新型車両への更新が控えられ、結果として既存機械の老朽化が進行しており、除雪機械の老朽化により重篤な故障が発生するなど、除排雪作業に支障が発生しています。

さらに、近年、IoT・ロボット・AIやビッグデータといった先端技術が飛躍的に進歩しており、これら技術と知識・情報・アイデア・デザインなどを結合させた、新しい価値を提供する革新的な製品・サービスの創出の可能性が広がっています。

本町においても少子化、高齢化の進行により除排雪に関わる人材の不足に直面している現状を踏まえ、除排雪作業の効率化に資する新型機械の導入や高度分析や操縦支援等による除排雪作業の効率化、パトロールの省力化情報共有化など雪対策においてもデジタル化を取り入れて克雪の取り組みを推進する必要があります。

除排雪の効率化や除雪体制の維持のため、除雪機械の更新を推進し、高度情報通信技術や人工知能等の活用について研究機関等と連携し技術開発・研究を進めます。

国土交通省北海道開発局により進められている「i-Snow」
担い手不足などの課題を踏まえ、持続可能な道路除雪に向けた産官学の取り組み



克雪の取り組みⅡ

2. 環境に配慮した雪に強いまちづくり

- (1) 雪に強く安全なまちなみの形成
- (2) 倶知安の風土に適した住宅の普及
- (3) 除雪しやすい道路構造
- (4) 共同の堆雪スペースの確保
- (5) 家庭用融雪施設等の支援
- (6) 環境にやさしい除排雪・融雪システムの導入
- (7) 廃屋・空き家対策

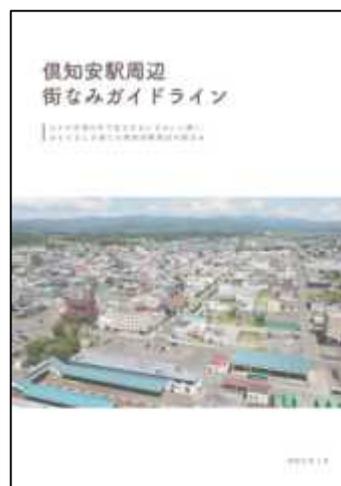
(1) 雪に強く安全なまちなみの形成

美しい自然環境と、基幹産業である農業などにより、今日の豊かな暮らしと文化を築き上げてきた倶知安町において、社会情勢の変化による不安を取り除き、将来にわたって豊かな暮らし・文化を醸成していくことを目的として令和4年9月に制定した「倶知安の未来へつなぐ景観まちづくり条例」に基づき令和5年1月に策定した「倶知安町景観計画」において、建物配置や堆雪スペースの確保、開発行為における通路形状などについて、豪雪への対応を前提に基準が設けられています。

官民を問わずこれからの開発は、この景観計画に基づき、雪に強く安全なまちなみを形成してゆきます。

また、既存の街並みについても、道路改良などの基盤整備においては、景観計画の趣旨に沿

って取り進めます。



(2) 倶知安の風土に適した住宅の普及

倶知安町の豪雪・寒冷の気候に対応する住宅には、住宅や居住環境における問題点を克服し、安心して住み続けられる社会資本としての新たな魅力の形成が必要となっています。

本町の豪雪・寒冷の気候特性に対応した「くっちゃん型住宅」や既存の住宅リフォームへの支援を継続することにより、本町での安心・快適な定住促進を図ります。

1) くっちゃん型住宅の普及

平成24年度に「暮らし」「まちなみ」「地域への貢献」「住宅の性能」の4つの観点から策定した「くっちゃん型住宅認定基準」に基づく住宅の建築を促進し、雪に強いまちづくりを推進します。

また、「くっちゃん型住宅」と連携する北海道の北方型住宅は、より高性能なものへ進化しており、これに対応した制度の検討を進めます。

さらに、建物敷地の狭小化や建築価格の高騰に対応した、新たな倶知安町に適した住宅制度について、研究を進めます。





2) 定住化促進住宅改修事業等の促進

住宅の老朽化や雪対策の負担・不安を低減し、高齢者等が町内で快適な暮らしを続けられるように住宅改修を促進します。

より豪雪対策に即した助成内容について、検討を進めます。



玄関へのアプローチを改善する風除室



落雪の隣地への越境トラブルを防ぐ防雪柵

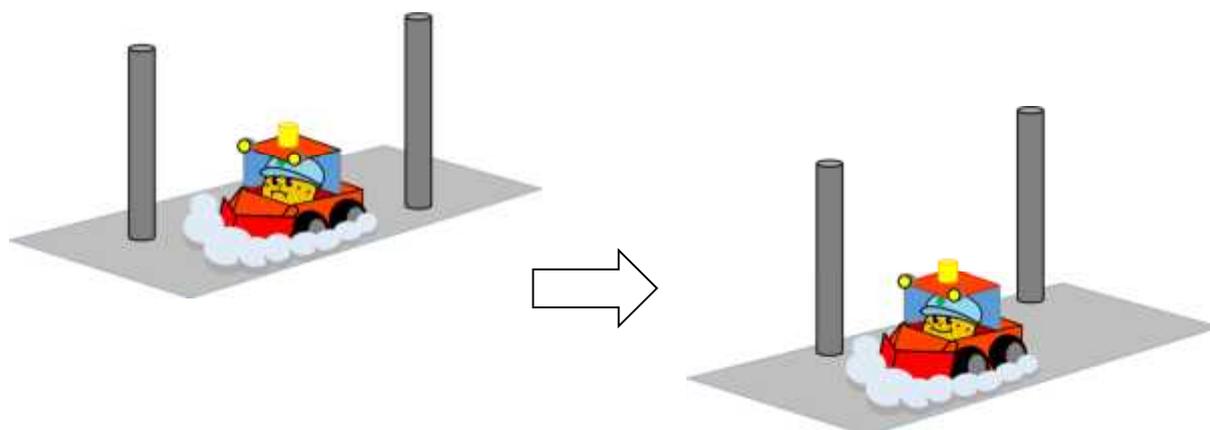
(3) 除雪しやすい道路構造

本町の道路整備は、道路の除排雪が行われていない昭和 30 年代より官民協業により進められたため、一時堆雪場所が不足していたり、電柱などの占用物件が除排雪の支障になるなど、除排雪作業の効率の低い道路が多く存在します。

冬期除排雪の効率的な作業及び機械除雪の障害とならない道路の構造について、占用施設管理者等と理解を深めながら検討を進めます。また、既存の占用物件の除排雪作業の効率化に資する再配置を推進します。

- 1) 電柱や照明柱などが除雪の邪魔にならないよう、占用物件を配置するための施設帯の設置など本町に適した道路構造について検討を進めます。
- 2) 電線の地中化を推進する際に必要となる地上機器等については、除排雪に配慮した配置とします。
- 3) 既存の占用物件について、除排雪の効率化に資する配置について占用物件管理者と相互協

議を取り進めます。また、施設更新の際は除雪の効率化に資する再配置を推進します。



(4) 共同のたい雪スペースの確保

不動産投資の活性化による不動産価格の高騰により、建物の敷地面積は狭小化に推移し、かつての共同の堆雪スペースは急激に減少しており、排雪量の増加による公共堆雪場の不足や住民の雪処理不全による道路環境の悪化や周辺トラブルが増加しています。

住民等の自主的な雪処理を支援するため、町内会や地域組織などと連携して雪よせ場の確保を図ると共に、提供された雪よせ場の効率的な活用を促進する為に排雪に関する支援制度の拡充を検討します。

また、既存の敷地利用については、地域住民と維持管理協定を締結するなどにより、住民による適正かつ健全な管理を推進します。

さらに、土地の購入や賃貸借など堆雪スペースの確保に関する施策の研究を進めます。



敷地の間を利用した共同の堆雪場

(5) 家庭用融雪施設等の支援

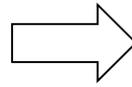
厳しい気象環境下にある本町においては、多くのエネルギーを必要とする融雪は、一見、環境対策に相反する取り組みですが、屋上堆雪のために雪庇を防ぐルーフヒーターや道路環境の改善に資する雪処理装置の普及は、排雪を抑制し冬季の安全な生活環境を守る有効な取り組みであることから、家庭用融雪施設等の導入のための支援を講じます。

また、民間事業所の融雪施設の支援について、研究を進めます。

なお、地下水や温泉の利用は、水源枯渇や地盤沈下など周辺環境への悪影響が懸念されるため、推奨しないものとします。



雪庇の発生による雪下ろし管理



ルーフヒーターで雪庇が未発生

(6) 環境にやさしい除排雪・融雪システムの導入

異常気象などの地球環境問題の顕在化や世界経済の混迷化等により、電気や燃料などの形態を問わず、エネルギーを取り巻く問題は、新たな局面に突入しており、人々に生活様様の変革を要しています。

特に、冬季においては、エネルギー需要がひっ迫する危機的状況を想定する必要があるため、究極的には、「除排雪をしない」、「融雪をしない」取り組みを推進する必要があることから、除雪を要しない耐雪型の車庫・駐車場や歩行ルーフなどの普及を目指し研究を進めます。

また、融雪システムの導入においては、地中熱や太陽光などの再生可能エネルギーの活用を推進します。

町内コープさっぽろ倶知安店では、冬のパウダースノーを守るため、自然エネルギーである地中熱利用システムを活用した快適な環境づくりが取り組まれています。



【設備概要】

融雪面積：スロープ 511 m² 地中熱ヒートポンプ能力：84 k w
 ポアホール：150m×9 本、120m×3 本、100m×3 本

■生活協同組コープさっぽろ HP より

(7) 廃屋・空き家対策

元来、本町においては、住宅需要が高いため、廃屋・空家は他地域に比較して少ない傾向にありましたが、町全体で建物が投資物件化し、本町の降雪に対応できない物件所有者が増加したことにより、近隣に迷惑や危険を及ぼす非居住・非管理建物が増加しています。

平成26年に制定した「倶知安町空家等対策の推進に関する条例」に基づき、適正な対処を進めるほか、非管理物件についても、雪により周囲に危険を及ぼす可能性のある管理不全は、迷惑行為として指導を行います。

また、「しりべし空き家 BANK(バンク)」の活用等による廃屋化の予防対策を講じていくほか、立地条件が不利等の理由による経済性が乏しい物件については、冬季の一時堆雪場として活用できる公園・オープンスペースとしての活用や地域住民による共同購入支援などの利用の方策について検討を進めます。



3. 安心して冬を暮らすための持続可能な雪対策

- (1) 高齢者・障がい者等への雪処理支援の充実
- (2) 住民主体による高水準除排雪の方策の検討
- (3) 地域の支え合いの構築・強化
- (4) ボランティア制度の推進
- (5) 冬期間のマナー啓発
- (6) 住替え支援制度の促進

(1) 高齢者・障がい者等への雪処理支援の充実

冬季は家屋周辺の除雪を怠ると、家屋の破壊や一酸化炭素中毒など居住者に危険がおよぶため、除雪が困難な世帯への支援は不可欠です。しかしながら、近年、除雪の担い手が不足しています。

高齢者・障がい者などの自力での雪処理が困難な住民の安全な生活を支えるため、除雪ヘルパーを派遣します。また、需要に即した体制の拡充を図ります。

また、除雪ヘルパーの担い手の不足を補完するため、異業種参入の呼びかけや人材育成支援、機材の貸与などの支援策の検討を進めます。

さらに、道路除雪により建物の間口に寄せられた雪の処理等の方策について、検討を進めます。



(2) 住民主体による高水準除排雪の方策の検討

宅地需要の高まりにより、土地の新規開発が進展しており、道路除雪の延長も増加していますが、少子化を原因に除雪の担い手が不足している現状において、町の除雪能力は、既に限界に達しています。

しかしながら、新幹線開業や高速道路開通などの影響を受け、新規土地利用は益々拡大することにより除雪延長の増加が予想されることから、現在の除雪水準を全町で維持するためには、民間活力を最大限に活用する必要があるため、パートナーシップ（官民協業）やエリアマネジメント（地域民間事業）による除排雪制度の導入について検討を進めます。

パートナーシップ(官民協業)除雪のイメージ

新雪除雪を、地域住民によって地域の堆雪場を利用した集積除雪で実施することにより間口に置かれる寄せ雪を減らし、住民の間口処理の負担を軽減することができる。また、費用が高額で適期に作業が難しい排雪を行政が行うことにより、住民の経済的な負担を減らすことが期待できる。



エリアマネジメント(地域民間事業)除雪のイメージ

民間により、道路の新雪除雪や排雪を建物敷地や駐車場などと一体的に行うことにより、効率的かつ効果的な除排雪の実現が期待できる。



(3) 地域の支え合いの構築・強化

本町においては、冬季に除雪をしなくては生活が立ち行かないため、住民が支え合う気風が醸成されていましたが、住民の交代により、近年においては、その気風が薄れています。

一方で、高齢化の進展により、要支援世帯の災害発生時の避難行動対応の重要性が高まっているほか、IT社会の発展により、犯罪に巻き込まれる可能性も高まっています。

冬季において、家屋周囲の除雪の未然は、要支援者宅であることが容易に疑われ、さらに要支援者を示す情報は、流出により犯罪行為などに悪用されるリスクが伴うなど、要支援者の保護対策は難しい局面にあります。

支えられる側と支える側双方の合意により、日頃から見守り支援を受けられるだけでなく、災害時にも対応できる地域での支え合いの体制を官民連携や支援により構築する必要があることから、社会問題に配慮した体制の構築や避難行動の確立に向けた検討・研究を進めます。

(4) ボランティア制度の推進

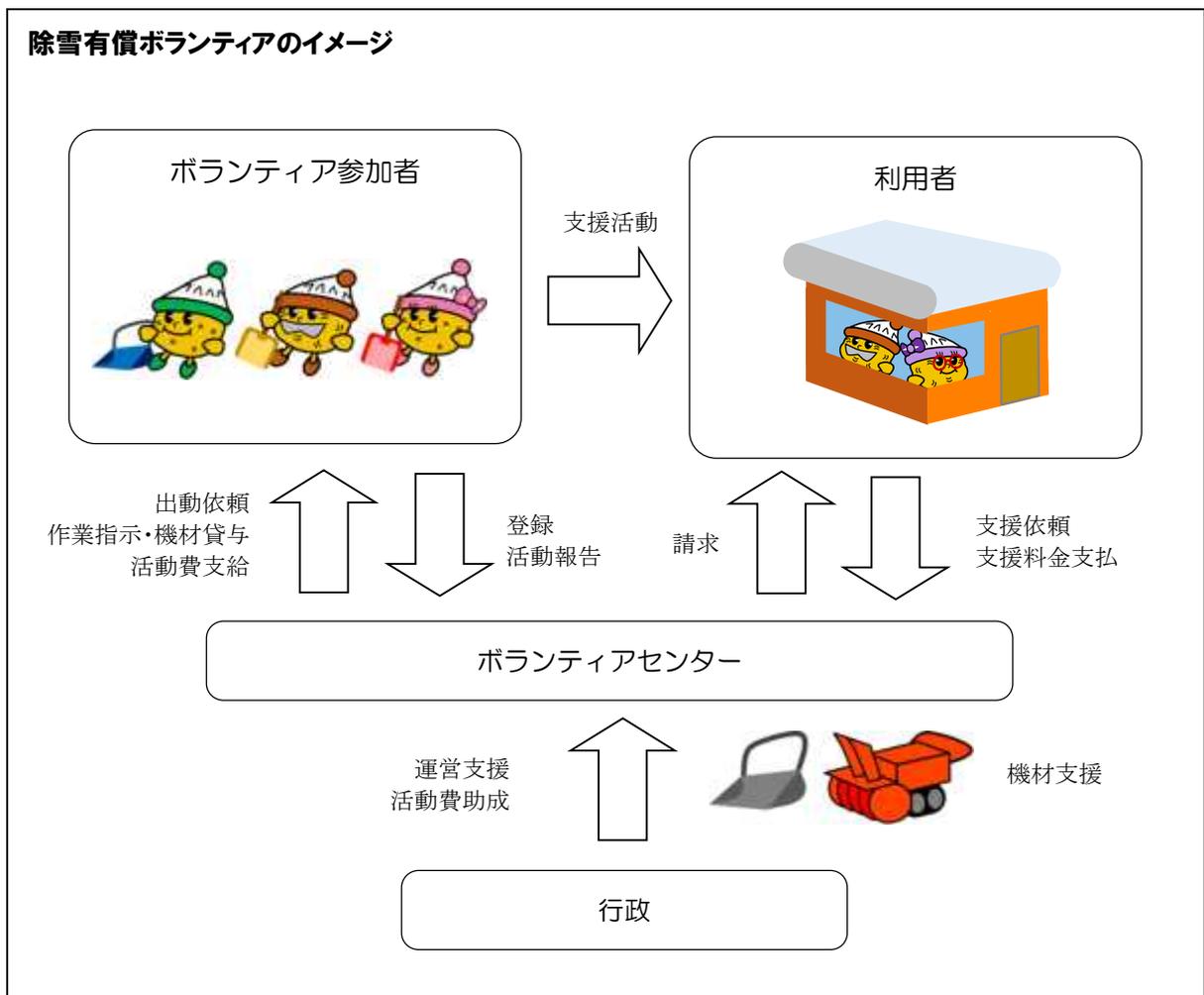
平均降雪量が9 mを超える本町において、日々の除雪には、たいへんな労力を要しますが、除雪が必要となる日数は、降雪期中に50日にもおよび、シーズンを通しての雪処理は過酷な労働となります。この過酷な労働に加え、業者による雪処理費用の高騰や、除雪の担い手の減少の影響から、現在、自前により処理できている世帯においても、高齢化による将来への不安を感じる世帯が増加しています。

将来への不安の解消のためには、必要なときに必要な除雪サービスを適正な価格で受けられるシステムが不可欠であり、ボランティアによるサービス提供は有効な手段の一つです。

しかしながら、本町においては、除雪ボランティアを有する地域が2つ存在しますが、対応範囲は限られており、ボランティアの労務を軽減するためには人海作業を要することから、町全体への波及は難しい状況となっています。

「受け手」と「支え手」の垣根を取り払い、労働のリスクや消耗に報いる適正な対価を収受できる「有償ボランティア」制度について、除雪サービスへの対応を検討し推進します。

また、ボランティアの形の一つとして、まとまった労力の提供が期待できる「企業ボランティア」について研究を進めます。



(5) 冬期間のマナー等の啓発

冬期間の安全安心な生活環境の確保するためには、住民の協力が重要となります。除雪のルールや冬季生活のマナーの遵守について、啓発を行います。

1) 除雪作業への理解を深める

町の新雪除雪は、道路交通を確保するために、約 159 km もの長い距離を短時間に大型機械でかき分ける作業を行い、除雪後の建物の前に残された雪処理は住民が行います。また、朝の通勤通学の時間帯に通行を確保するために、作業は早朝、大雪のときは深夜帯に行われます。

建物の間口の雪処理や除雪車の音や振動に対し理解を求めます。

2) 排雪作業へ理解を深める

多くの大型の車両を要する排雪作業は、夜間の騒音振動の発生を避け、効率的かつ安全に作業を行うために、日中に一時的に通行を規制して行われます。

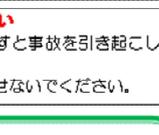
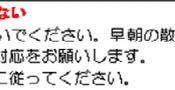
道路規制の一時的な不便について理解を求めます。

3) 路上駐車などの迷惑行為・違反行為の防止

除雪作業の遅延や緊急車両の通行の妨げとなる路上駐車や道路への雪出しは、迷惑行為であったり法令違反であることについて理解を求めます。

4) 建物の雪処理の管理の徹底

建物の屋根雪や氷柱が道路や他人の敷地に落下して、周囲に危害を与えると、損害賠償を求められるだけでなく、罪にも問われます。安全安心な冬の暮らしのために、安全管理の徹底を求めます。

<p>1. 間口の雪処理にご協力</p> <p>町では、道路の交通を確保することを第一として、159kmもの長い距離を短時間に大型機械で道路走行部の雪を路側にかき分ける除雪をします。</p> <p>除雪後玄関や車庫前などに残った雪処理については、みなさんで処理をお願いします。</p> 	<p>6. 屋根の雪など落雪の管理を</p> <p>屋根の雪やつららが道路に落下すると、支障を越すだけでなく通行人の生命に関わる重大な事故になることもあります。</p> <p>道路に雪などが落ちないように、雪降ろしなど安全管理を行ってください。</p> 
<p>2. 早朝・深夜の作業にご理解を</p> <p>朝の通勤・通学時間帯の交通を確保するため、除雪は早朝に行いますが、大雪のときは作業が早まり、深夜帯からの作業になることもあります。</p> <p>除雪車の音や振動などでご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。</p> 	<p>7. 子供を道路付近で遊ばせない</p> <p>雪山遊びをして道路へ飛び出すと事故を引き起こしてしまいます。</p> <p>道路付近の雪山で子供を遊ばせないでください。</p> 
<p>3. 路上駐車は絶対にしないで</p> <p>除排雪作業や緊急車両の通行の妨げとなりますので、路上駐車は絶対にしないでください。</p> 	<p>油断大敵！安全対策を忘れずに</p> <p>■屋根の雪下ろしは一人で行わず、細心の注意を</p> <p>低い屋根でも油断は禁物。必ず二人以上で見守りを確保し、ハシゴは必ず固定し、命綱とヘルメットを必ず着用しましょう。</p> <p>■家庭用除雪機は、安全に正しく使用</p> <p>小さいからと油断は禁物。取扱説明書をしっかり読み、正しく取り扱いましょう。損害賠償保険には必ず加入しましょう。</p> <p>■雪の見回りは、必ず声をかけてから</p> <p>屋根雪を見にちょっと一回りと油断は禁物。落雪の下になっては大変。同居人などに必ずにひと言声をかけしてから行動しましょう。</p> 
<p>4. 車道や歩道への雪捨て（雪出し）は禁止</p> <p>道路への雪捨ては、交通安全上の支障となり、道路交通法で規制されています。</p> 	
<p>5. 作業中の除雪車に近づかない</p> <p>作業中の除雪車に近寄らないでください。早朝の散歩やジョギングは天候を見て対応をお願いします。</p> <p>排雪作業中は誘導員の指示に従ってください。</p> 	

冬の暮らしのマナー啓発チラシ

For winter comfort, your cooperation regarding snow removal is needed.

1 Please cooperate in removing snow between the sidewalk and the street on your property.
 Snow removal by the city does not necessarily cover the space right in front of your house and garage. Please take responsibility for snow removal on such spaces.

2 Please understand that snow removal is scheduled for late at night or early in the morning.
 It's done by the time people have their morning commute to work or school. Please be patient with the noise.

3 Please don't park on the street.
 Parking isn't allowed on the street. Cars parked there hinder snow removal and they also contribute to accidents during winter nights and in blowing snow.

4 Please don't dump snow from private lots into the street.
 When snow from private lots is dumped into the street, the streets become uneven, leading to obstructions that cause traffic accidents. It's very dangerous for snow to be dumped in the street. Please refrain from such dumping.

5 Please keep your distance from snow removal vehicles.
 Snow removal is dangerous for pedestrians. Please keep your distance from snow removal vehicles.

6 Please cooperate in removing snow from your roof and icicles from your eaves.
 snow and icicles that fall from roofs near sidewalks can endanger the lives of pedestrians. Please be careful and cooperate in removing snow and ice from the roof.

7 Please watch that your children don't suddenly dash out into the streets while sledding.
 When children ski on mini skis or sled near the street, accidents can happen. Please keep kids from playing on snow mounds near the street.

We sincerely hope for your understanding and cooperation.

【道路交通法の禁止行為において交通妨害となるようなものを置いたりすると3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金になります。】
 [On prohibited acts of the Road Traffic Law, any person who put something like a traffic obstruction on the road shall be punished by imprisonment with work of or less three months or fine of less fifty thousand yen.]



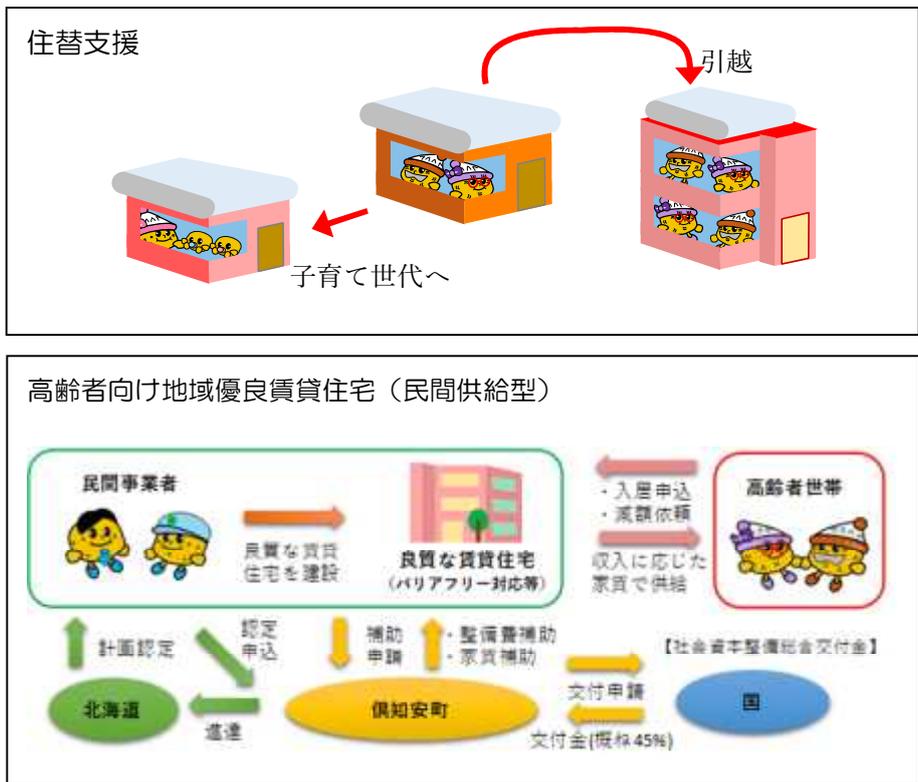
英語文のマナー啓発チラシ

(6) 住替え支援制度の促進

本町の豪雪下において戸建住宅での生活は、身体的・経済的な負担が大きいことから、住民の高齢化に伴い戸建住宅に住み続けることに対し将来が不安な住民が増えています。

高齢者世帯や身体障がい者世帯などの要援護者世帯が将来に渡り安全で安心な冬の生活が送れるよう、除雪の苦労や家屋の修繕などから解放される町営住宅や高齢者専用の賃貸住宅への住替えを推進します。

また、住み替え先となる町営住宅の立替や民間による高齢者住宅の整備を推進します。



4. 雪害・非常事態に備える

- (1) 雪害発生時などにおける体制の強化
- (2) 非常事態における避難場所・避難経路の確保
- (3) 吹雪対策の促進
- (4) ライフライン施設の確保等
- (5) 消防・救急活動の確保

(1) 雪害発生時などにおける体制の強化

日々、災害級の降雪がある本町においては、防災を担う除排雪作業が実践されていますが、対応能力を超える異常気象に備える必要があります。

雪害発生時の体制は次のとおりとします。

1) 雪害対策本部の立ち上げ

降雪初めの積雪深が平年(過去30年の平均)の2倍以上となり、それ以降の降雪量・積雪量が増加する見込みであることや、町内の幹線道路における交通状況が悪化する恐れがあると判断される時には、町民生活への影響を最小限にとどめる為、俱知安町地域防災計画第1章「総則編」第3節「防災組織」第2項「災害対策本部」の定めるところにより、雪害対策本部を設置します。

2) 俱知安町災害対策本部の立ち上げ

雪害対策本部を立ち上げた後、さらに町内全域の主要幹線道路において著しく影響が出ることや、雪崩や吹雪などによる道路交通の遮断による孤立地域の発生など、雪による町民生活への大きな支障が生じる恐れがあると判断される時には、俱知安町災害対策本部を設置します。

(2) 非常事態における避難場所・避難経路の確保

原発事故や大地震、長時間のライフライン切断などの非常事態において、住民が安全に速やかに避難できるよう、他の道路管理者と連携し適確に道路交通を確保する必要があります。

非常・異常事態を想定し、関係機関と連携を密にした除雪体制の構築を図ります。

(3) 吹雪対策の促進

本町は、冬季の西高東低の冬型の気圧配置が強まると、北西の季節風が吹き込みやすく、風雪が強まりやすい傾向にあり、古くより防風林や防雪柵による暴風雪の克服が試みられましたが、多くの地域において根本的な解決策が得られないまま現在に至っています。

風雪の強まりにより、道路上では吹雪・地吹雪による視界の悪化や吹き溜まりによる交通障

害が生じることから、暴風雪における安全な道路交通を確保します。

道路の交通障害への対応は、通行止めによる交通規制とし、視程障害や吹き溜まりにより立ち往生が発生する恐れがあるときに実施します。

また、通行止めにより、帰宅困難者が発生した等の際は、状況に応じて緊急避難所を開設します。

さらに、防雪柵の設置や冬季の通行止め等の研究・検討を行います。



国道 393 号に設置されている吹止型防雪柵



(4) ライフライン施設の確保等

電力や水道などのライフライン施設は、住民の日常生活及び社会経済活動に欠かせないものであり、降雪時におけるライフラインの停止は、人々の健康や生命を危ぶませることから、早期の復旧が必要となります。

緊急時において迅速な復旧対応ができるよう、ライフライン施設の各管理者・除雪事業者と各道路管理者などの関係機関・関係者との連携体制を確保します。

(5) 消防・救急活動の確保

冬季は、暖房器具等の火気を使用する機会が多く空気も乾燥しているため、火災発生の危険性が高まります。また、冰雪路面での転倒によるケガやヒートショックなどの寒暖差により生じる急激な健康悪化によって救急要請も多くなります。

堆雪により道路幅員が狭くなり、迷惑駐車や急激な気候悪化により、緊急自動車の通行に支障が生じる可能性があります。

さらに、消火施設の埋没があった場合は、消火活動に悪影響を及ぼすことになります。

緊急自動車のルート確保や緊急事態における除雪体制の確保など消防機関と連携して消防・救急活動の強化を図ります。

また、火災や怪我、病気など冬季ならではの生活に潜む危険の予防などのPRを行います。

5. 雪を活かした営み

- (1) 雪氷を活用した産業振興
- (2) 雪を活かした交流機会の創出
- (3) 雪国らしい地域特産品の開発
- (4) 観光資源としての雪の活用
- (5) 冬を愉しむ暮らしのPR

(1) 雪氷熱エネルギーを活用した産業振興

大量に降り積もる雪氷は、再生可能エネルギーとして注目され、本町においては、町環境基本計画等に基づき、地元の産業クラスター研究部会により農産振興向けの雪氷熱エネルギーの研究がされ、農作物販売のプレミアムブランドの開発に活かされているほか、様々な機関等による研究によりデータが蓄積され、ノウハウが構築されています。

しかしながら、雪氷はエネルギー源として効率が低いことから、近年においては、新規取り組みに至っていません。

また、民間においては、無雪期の親雪イベントに使用するための雪貯蔵技術が確立されており、PRだけではなく、イベント産業としての可能性についても注目されています。

豪雪地帯である本町にとって、雪は、エネルギー源としてだけではなく、環境負荷軽減の取り組みや雪の清廉なイメージと合わさることにより、産業振興に資する大きな可能性を秘めていることから、雪氷を産業振興へ活用する取り組みを推進します。



くっちゃん産業クラスター氷雪部会により取り組まれた雪熱利用の研究、データが蓄積されている。

(2) 雪を活かした交流機会の創出

雪に慣れた住民は、先人や自らの克雪の取り組みの凄さを忘れ、克雪に対する意識が低下しがちです。

除排雪の先進地としての経験を活かし、本町の除雪作業の実態や取り組みを、シンポジウムや研修会などで町民や他都市の方々に伝えることで、住民の克雪意識の高揚させ、除排雪への理解を深めることや、除排雪技術の向上、雪害の防止に繋がります。

また、地方と都市の広域的な人的交流を推進する雪はねボランティアツアーなど受け入れ体制の推進を図ります。



ボランティア活動による広域交流イノベーション推進研究会が本町で実施した除雪ボランティアツアー
除雪だけでなく、地域交流や地域体験メニューをミックスして楽しめるツアーが企画されている。



雪国の北海道・東北・北陸で開催される全国規模の克雪展示会「ふゆトピアフェア」

(3) 雪の魅力を活かした地域特産品の開発

雪国各地においては、雪を積極的に利活用した様々な地域活性化の取り組みが実施されており、雪の中で貯蔵した野菜や酒、雪国体験をテーマとした観光ツアー、雪国をイメージした民芸品など、雪の持つ特性や魅力を利活用した商品が開発されています。

一方で、現代のIT社会においては、新製品の売り込みがSNS等により効果的に行われる反面、由来を含む詳細な情報の発信など消費者の厳しい目に耐え得る商品が求められています。

本町においても、地域に伝わる冬季の知恵や雪の特性を利用した生活文化等に着目しブランド商品が開発されており、今、さらに世界より注目されるプレミアムな「雪」を活かした、地域特産品開発の支援を推進します。



倶知安町の名物として成長した町内ホテル第一会館の「豪雪うどん」
馬鈴薯、羊蹄山と豪雪の地域の名産とイメージを融合させた商品
■ホテル第一会館 HPより



町内本間松蔵商店により開発・販売されている倶知安じゃが「540」
倶知安産馬鈴薯と雪室貯蔵によるブランド商品として成功している。
■株式会社本間松蔵商店 HPより

(4) 観光資源としての雪のプレミアムブランド化

本町はウィンタースポーツを楽しむために国内外から多くの観光客が訪れる、日本でも有数のウィンタースポーツリゾート地となっています。

I T社会の進展により、本町のスキー場に降る良質なパウダースノーは、奇跡の気象メカニズムが生み出す「ニセコパウダー」として世界から注目を集めており、今や姉妹都市でもあるスイスのサンモリッツ市やカナダのウィスラーなどウィンターリゾートとして世界的に有名な地にも肩を並べる、世界屈指のリゾートとし広く知られてきています。

世界中で異常気象が発生している現在、温暖化による気温の上昇は、パウダースノーの質への影響も危惧され、特別な雪は、環境負荷低減をイメージする特別な取り組みと結びついて、より価値を高めることができます。

世界のパウダースノーを目にしたことのない多くの人に対し、観光メニューを充実させ、様々なアプローチでパウダースノーのイメージ戦略と合わせた観光戦略を推進します。

また、「ニセコパウダー」のプレミアム化に向け、景観の保全や環境負荷軽減などのパウダースノーを守る取り組み・施策について、検討・研究を進めます。

(5) 冬を楽しむ暮らしのPR

本町は、ウィンタースポーツリゾートとして宿泊滞在型の観光が定着し、雪がもたらす雇用の創出の場となっており、近年は、宿泊施設が増加したことにより、国内外からの冬期間の従業員雇用が増大しています。

長期滞在・長期雇用の経験やI T社会の発展により、景観や都市に近い利便性など本町の魅力が注目され、通年滞在を目論む方が増加していますが、移住に備えては、冬季生活への不安を訴える方も多い状況となっています。

冬の素晴らしさだけでなく、冬季における快適な生活を送るための知識や方法のほか、通年で倶知安町に住む魅力をPRする取り組みを推進します。



スキーの町や新幹線駅開業をPRする「スノッピー」の雪を纏う姿は、SNSで有名となっています。

積雪の状況を示す「映え」な仕掛けは、本町の豪雪の厳しさや楽しさをまとめて伝えるツールとなっています。

6. 雪に親しみ、雪を楽しむ

- (1) 雪を学ぶ・知る機会の充実
- (2) 雪を楽しむイベントの促進
- (3) ウィンタースポーツの活性化
- (4) プロプレイヤー・オリンピックの育成
- (5) 豪雪のまちらしい芸術文化の振興
- (6) 冬の健康づくりの推進

(1) 雪を学ぶ・知る機会の充実

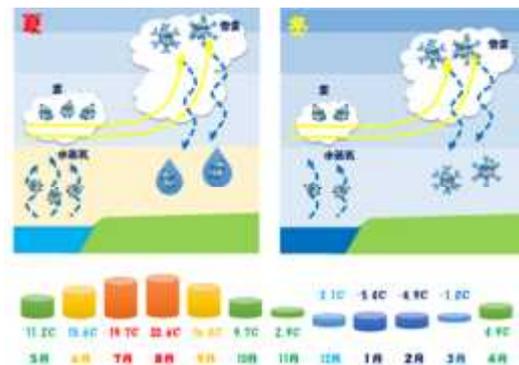
冬季、住民は本町の脅威や猛威ともいえる豪雪をものともせず経済を動かし安全に暮らしていますが、本町の雪に慣れてしまうと、その異質さを忘れがちです。

また、豪雪に育まれた、景観や風土、人々の気風や人柄は、本町に住み続ける大きな魅力となっていますが、降雪シーズン最盛期の深く降り積もった雪は、住民にマイナスなイメージを増幅させます。

本町に住む子どもから高齢者まで、雪について学ぶ・知る機会を充実することで、雪に対する強いマインドを育みます。

また、将来のまちづくりを担う子供たちが、本町に降る雪や除雪に関心を持つよう、出前授業や体験学習を行います。

倶知安町に大雪が降る仕組み



降雪を判りやすく説明する資料を用いて小学校の総合学習での出前授業を実施



交通安全わくわくパーク
において
大型除雪機械を展示

(2) 雪を楽しむイベントの促進

豪雪の倶知安町で育まれた文化・知恵・経験を活かし、子どもから高齢者までの町民が気軽に参加し、観光客も共に楽しめるイベントは、長い克雪の生活に潤いを与え、雪とともに暮らすことの苦勞、楽しみ、喜びなどを交流により共感することにより、活気あるまちづくりが可能となります。

冬の「雪トピアフェスティバル」、無雪期に貯蔵雪を活用した「じゃが祭りでの親雪イベント」や「全道サマークロスカントリースキーin 倶知安大会」など四季を通じて開催される多彩なイベント開催を促進します。

また、本町の貯蔵雪を活用して町外で行われるPRイベント活動を推進します。



(3) ウィンタースポーツの活性化

本町では、明治末期にレルヒ中佐によりスキー技術が伝わって以降、スキーを嗜む住民が増加し、数多くのスキー大会が開かれた実績から、昭和47年に制定されたスポーツ振興条例に基づきスキーを町技に指定し、「スキーの町宣言」を行っています。

ウィンタースポーツは、心身を鍛え健康を保つだけでなく、住民の冬の暮らしに潤いを与える町の文化となっています。

町民が日常生活の中で気軽にウィンタースポーツに親しむ事が出来る機会の充実を図ると共に、冬の健康づくりと連動したウィンタースポーツを推進します。



(4) プロプレイヤー・オリンピックの育成

ウィンタースポーツは、町の文化であり、経済効果だけでなく、夢や希望といった人々の将来への期待を受け持っています。町民だけではなく、この地を訪れる全ての人の、さらに世代を超えて、心豊かな未来へけん引する役目を担う、ウィンタースポーツプレイヤーの育成は重要です。

ウィンタースポーツに適した地域特性を活かして、より高いレベルの技術を間近で体験し、新たな技術の習得や競技への取組の意欲向上につなぐことを目的として、ウィンタースポーツアスリートの育成に向けた環境づくりや支援施策を推進します。

また、競技会の開催などのウィンタースポーツを支える環境や人材の育成を推進します。



(5) 豪雪から創造される芸術文化の振興

羊蹄山やニセコ連邦、尻別川などの雄大な自然と雪深い景色は、様々な芸術を育む土台となっています。

また、身近な雪と芸術の融合は、冬の暮らしに潤いを与える大切な取り組みとなっています。

雪像製作など雪を題材とした催しの開催のほか、豪雪に育まれた大自然や雪国ならではの暮らしをアートな視点で捉え、創造的・独創的な発想によって楽しむまちづくりを推進します。



シーニックナイトにて、道を照らす美しいキャンドル群



雪トピアフェスティバルにて、力作揃いの雪像



倶知安町と羊蹄山麓に住む芸術家、そしてそれぞれの芸術家たちと繋がりを持つ海外の芸術家が、多様な表現による多彩な作品を持ち寄って、地方ならではの個性ある芸術文化を紹介された「kutchan ART2015」

(6) 冬の健康づくりの推進

本町では、冬期間の雪深い環境の影響で外出する機会も減少し、身体の動かす部分も限定的になりがちです。また、極寒下での重労働となる除雪作業は、体調管理を怠る無理をすると健康を害する一面もあります。

部屋の中でも出来る簡単な運動や、健康を保つ適切な除雪の方法など、その他健康づくりについての講習会や勉強会を定期的で開催し、冬期間の町民の健康づくりを推進します。

また、体力づくりが重要な時期である子供においては、除雪のお手伝いや雪の中で楽しめる様々な遊びを体力づくりとして推進します。



クロカンスキーで楽しみながら健康増進を行う総合型地域スポーツクラブ「じゃが太スポーツクラブ」

